

## 説明資料

# 農業の生産性の向上のための スマート農業技術の活用の促進に関する法律について (スマート農業技術活用促進法)

令和6年7月

農林水産省

# 目 次

## ＜基本法＞

- 基本法改正における基本理念と基本的施策（主なポイント） . . . . . 4
- 基本法の改正内容（人口減少下における農業生産の維持・発展） . . . . . 5
- 基幹的農業従事者数の推移・年齢構成の動向 . . . . . 6
- 経営体数等に占める個人経営体と法人その他団体経営体のシェア . . . . . 7
- 農業法人の労働力の不足状況等 . . . . . 8

## ＜現状・これまでの系譜・課題＞

- 人口減少下での農業政策（背景） . . . . . 9
- スマート農業実証プロジェクトの展開 . . . . . 10
- 実証プロジェクトから得られたスマート農業技術の効果 . . . . . 11
- 実証プロジェクトから得られたスマート農業技術の活用の促進の課題 . . . . . 13
- スマート農業技術の活用の促進に当たっての課題 . . . . . 14

## ＜スマート農業技術活用促進法の全体像＞

- スマート農業技術活用促進法の概要 . . . . . 15
- 本法におけるスマート農業技術について . . . . . 16
- 生産方式革新事業活動のイメージ . . . . . 17
- 生産方式革新事業活動の促進に資する取組のイメージ . . . . . 18
- 本法におけるスマート農業技術活用サービスについて . . . . . 19
- 開発供給事業のイメージ . . . . . 20
- 開発供給事業の対象となる技術について . . . . . 21

# 目次

## <支援措置について>

- 事業の類別毎の支援措置の一覧 . . . . . 23
- スマート農業技術活用促進税制の創設（投資促進税制・登録免許税の軽減） . . . . 24
- スマート農業技術活用促進資金の創設（株式会社日本政策金融公庫法の特例） . . . . 26
- スマート農業技術活用促進資金の借入手続について . . . . . 27
- 航空法の特例（スマート農業技術の活用に伴う行政手続のワンストップ化） . . 28
- 農地法の特例（スマート農業技術の活用に伴う行政手続のワンストップ化） . . 29
- 野菜法の特例 . . . . . 30
- 農研機構の施設等供用 . . . . . 31
- 種苗法の特例 . . . . . 32
- 農業競争力強化支援法の特例（中小機構の債務保証） . . . . . 33

## <今後のスケジュール等>

- 今後のスケジュールについて . . . . . 35
- 農林水産大臣が定める基本方針について（法第6条） . . . . . 36
- 本法に対する附帯決議（（衆・参）農林水産委員会） . . . . . 37
- 中小・家族経営におけるスマート農業技術活用サービス事業者の活用 . . . . . 38
- 中山間地域におけるスマート農業技術の活用 . . . . . 39
- スマート農業技術の活用と環境負荷の低減や農福連携 . . . . . 40
- 生産方式革新事業活動や開発供給事業の促進のための国等の責務及び措置 . . . . 41
- スマート農業技術の活用の促進のための国の措置 . . . . . 42
- 主なスマート農業関係予算（R5年度補正予算・R6年度予算） . . . . . 43

# 基本法改正における基本理念と基本的施策（主なポイント）

## 基本理念

### 食料安全保障の確保（第2条）

- ・国民一人一人の「食料安全保障」の確保
- ・国内の農業生産の増大、安定的な輸入・備蓄
- ・需要に応じた供給
- ・農業生産の基盤等の食料の供給能力の確保
- ・食料の供給能力の確保のための輸出の促進
- ・食料システムの関係者による、持続的な食料供給に要する合理的な費用を考慮した価格形成
- ・不測時の措置

### 環境と調和のとれた食料システムの確立（第3条） 多面的機能の発揮（第4条）

- ・環境負荷低減を通じた環境と調和のとれた食料システムの確立
- ・多面的機能の発揮

### 農業の持続的な発展（第5条）

- ・望ましい農業構造の確立
- ・将来の農業生産の目指す方向性として、生産性向上  
付加価値向上  
環境負荷低減

### 農村の振興（第6条）

- ・地域社会の維持
- ・生産条件の整備、生活環境の整備

## 基本的施策

### 食料施策

- ① 食料・農業・農村基本計画において食料自給率に加え食料安全保障の確保に関する事項の目標を設定し、毎年進捗を公表（第17条）
- ② 幹線物流やラストワンマイル等の国民一人一人の食料安全保障上の課題に対応する円滑な食料の入手のための確保（食料の輸送手段確保、食料の寄附促進の環境整備等）（第19条）
- ③ 食品産業の持続的な発展に向けた、環境負荷低減、円滑な事業承継、先端技術の活用、海外展開（第20条）
- ④ 農産物、生産資材の安定的な輸入に向けた、官民連携による輸入相手国の多様化、輸入相手国への投資の促進（第21条）
- ⑤ 輸出促進に向けた、輸出産地の育成、輸出品目団体の取組の促進、輸出相手国における販路拡大支援、知的財産の保護（第22条）
- ⑥ 持続的な供給に要する合理的な費用を考慮した価格形成に向けた、関係者による理解の増進、合理的な費用の明確化の促進（第23条）
- ⑦ 不測の事態が発生するおそれがある段階から、食料安全保障の確保に向けた措置の実施（第24条）  
等

### 農業施策

- ① 担い手の育成・確保を引き続き図りつつ、農地の確保に向けて、担い手とともに地域の農業生産活動を行う、担い手以外の多様な農業者も位置付け（第26条）
- ② 家族経営に加えて、農業法人の経営基盤の強化に向けた、経営者の経営管理能力向上、労働環境の整備、自己資本の充実（第27条）
- ③ 農地集積に加えて、農地の集約化・農地の適切かつ効率的な利用（第28条）
- ④ 防災・減災、スマート農業、水田の畑地化も視野に入れた農業生産基盤の整備、老朽化への対応に向けた保全（第29条）
- ⑤ スマート農業技術等を活用した生産・加工・流通の方式の導入促進や新品種の開発などによる「生産性の向上」（第30条）、
- ⑥ 6次産業化、高品質の品種の導入、知的財産の保護・活用などによる「付加価値の向上」（第31条）、
- ⑦ 環境負荷低減に資する生産方式の導入などによる「環境負荷低減」を位置付け（第32条）
- ⑧ 人口減少下において経営体を支える「サービス事業体」の活動の促進（第37条）
- ⑨ 国・独立行政法人・都道府県等、大学、民間による産学官の連携強化、民間による研究開発等（第38条）
- ⑩ 家畜伝染病・病害虫の発生予防・まん延防止の対応（第41条）
- ⑪ 生産資材の安定確保に向けた良質な国内資源の有効活用、輸入の確保や、生産資材の価格高騰に対する農業経営への影響緩和の対応（第42条）  
等

### 農村施策

- ① 農地等の保全に資する共同活動の促進（多面的機能支払）（第44条）
- ② 農村との関わりを持つ者（農村関係人口）の増加に資する、地域資源を活用した事業活動の促進（第45条）
- ③ 中山間地域の振興に資する農村RMOの活動促進（第47条）
- ④ 農福連携（第46条）、鳥獣害対策（第48条）
- ⑤ 農泊の推進や二地域居住の環境整備（第49条）  
等

# 基本法の改正内容（人口減少下における農業生産の維持・発展）

## 基本理念

### 農業の持続的な発展（第5条）

- ・望ましい農業構造の確立
- ・**将来の農業生産の目指す方向性として、生産性向上  
付加価値向上  
環境負荷低減**

## 基本的施策

### 農業施策

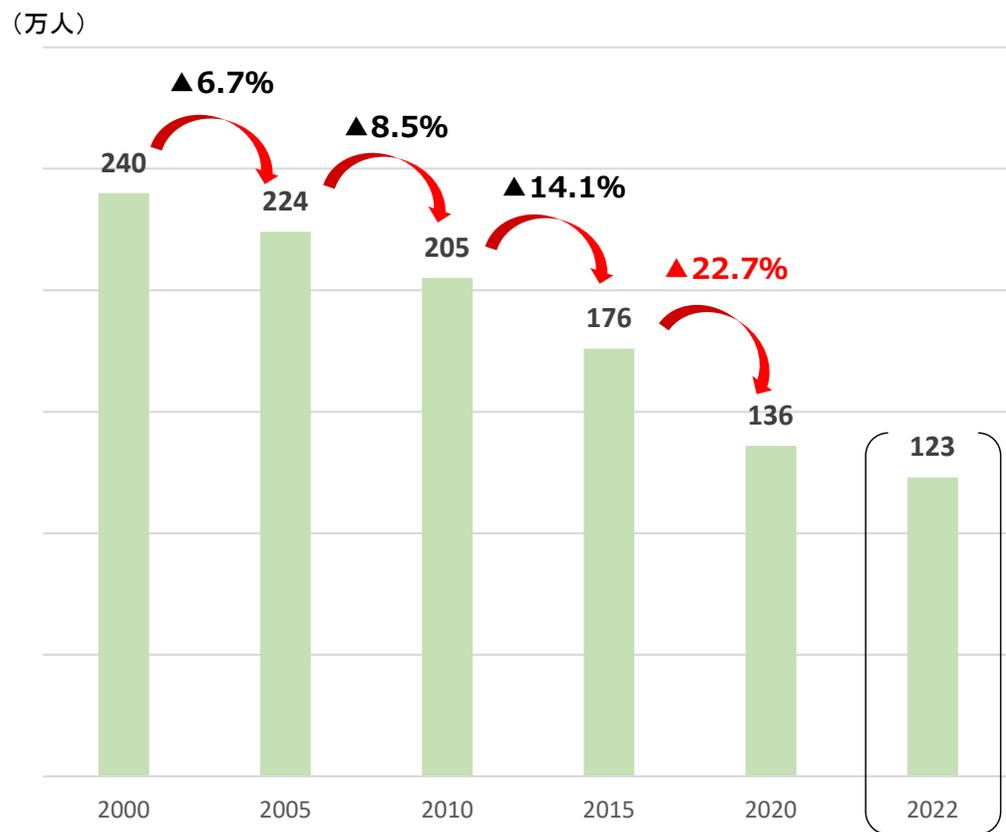
- ① **担い手の育成・確保**を引き続き図りつつ、農地の確保に向けて、担い手とともに地域の農業生産活動を行う、**担い手以外の多様な農業者も位置付け**（第26条）
- ② 家族経営に加えて、**農業法人の経営基盤の強化**に向けた、経営者の**経営管理能力向上**、労働環境の整備、自己資本の**充実**（第27条）
- ③ 農地集積に加えて、**農地の集約化・農地の適切かつ効率的な利用**（第28条）
- ④ **防災・減災、スマート農業、水田の畑地化も視野に入れた農業生産基盤の整備、老朽化への対応**に向けた**保全**（第29条）
- ⑤ **スマート農業技術等を活用した生産・加工・流通の方式の導入促進や新品種の開発などによる「生産性の向上」**（第30条）
- ⑥ **6次産業化、高品質の品種の導入、知的財産の保護・活用**などによる「**付加価値の向上**」（第31条）
- ⑦ **環境負荷低減に資する生産方式の導入**などによる「**環境負荷低減**」を位置付け（第32条）
- ⑧ 人口減少下において**経営体を支える「サービス事業体」の活動の促進**（第37条）
- ⑨ **国・独立行政法人・都道府県等、大学、民間による産学官の連携強化、民間による研究開発等**（第38条）
- ⑩ **家畜伝染病・病害虫の発生予防・まん延防止の対応**（第41条）
- ⑪ **生産資材の安定確保**に向けた**良質な国内資源の有効活用、輸入の確保や、生産資材の価格高騰に対する農業経営への影響緩和の対応**（第42条）

等

# 基幹的農業従事者数の推移・年齢構成の動向

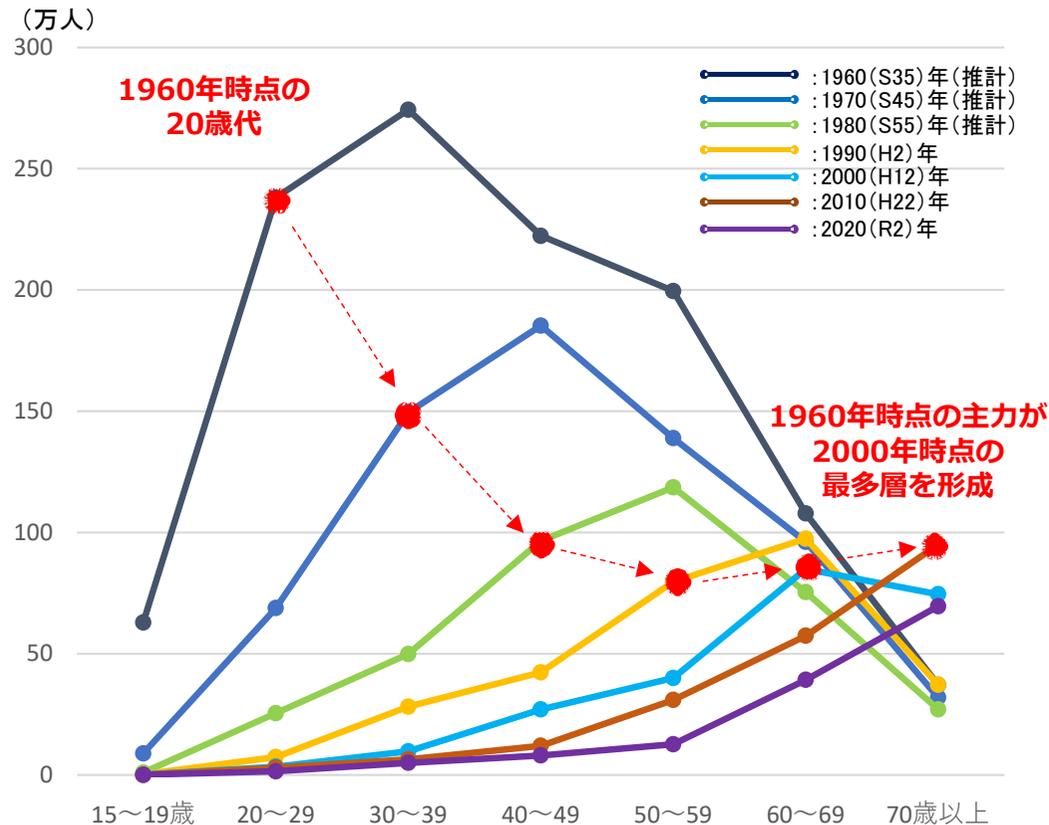
- 基幹的農業従事者数は2000年から20年間で、240万人から136万人に半減している。特に2015年から2020年の5年間で2割以上減少しており、2000年以降で最大の減少割合となった。
- 基幹的農業従事者の年齢構成をみると、1960年時点で20歳代であった主力層が高齢化し、2000年時点での最多層を形成しており、2010年以降の最多層は70歳以上となっている。

## 基幹的農業従事者数の推移



- 資料：
- ・ 農林水産省「農林業センサス」（2022年のみ「農業構造動態調査」であり第一報）。
  - ・ 基幹的農業従事者とは、15歳以上の世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者（雇用者は含まない）。
  - ・ 2010年までの数値は販売農家であり、2015年以降は個人経営体の数値であることに留意。

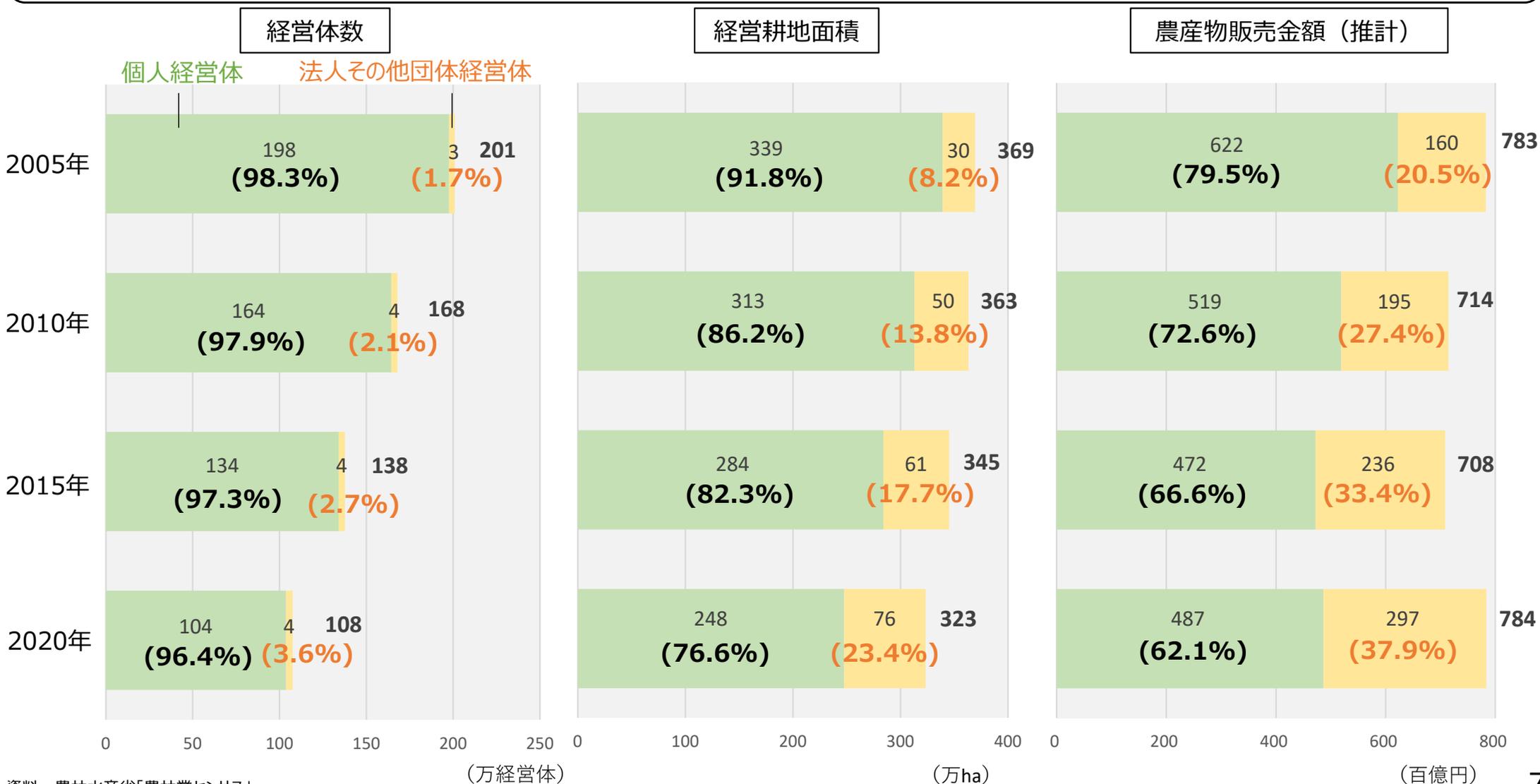
## 基幹的農業従事者の年齢構成の動向



- 資料：
- ・ 農林水産省「農林業センサス」、総務省「国勢調査」により作成。
  - ・ 基幹的農業従事者とは、15歳以上の世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者（雇用者は含まない）。
  - ・ 昭和35年は農業就業者数（国勢調査）の年齢構成から推計。また、昭和55年以前は、平成2年の総農家と販売農家の比率（年齢階層別）から推計。
  - ・ 平成2年までは、16歳以上、平成7年以降は15歳以上。

# 経営体数等に占める個人経営体と法人その他団体経営体のシェア

- 2020年における「法人その他団体経営体」のシェアは、経営体数は全体の3%程度であるが、経営耕地面積は約1/4、農産物販売金額は約4割まで拡大。
- 少ない農業法人が離農する個人経営体の農地等を引き受け、食料生産・供給を支えている構造となっている。
- 経営体の数は大きく減少しているものの、経営面積や農産物販売金額は維持ないし小幅な減少にとどまる。

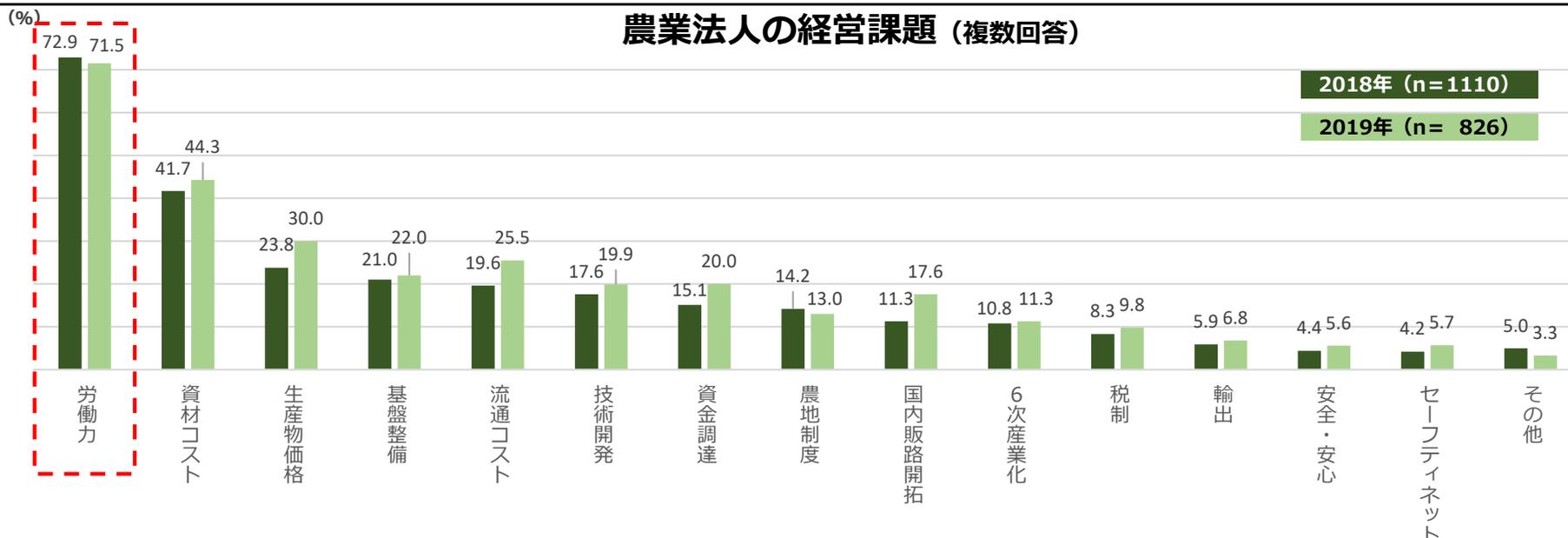


資料：農林水産省「農林業センサス」

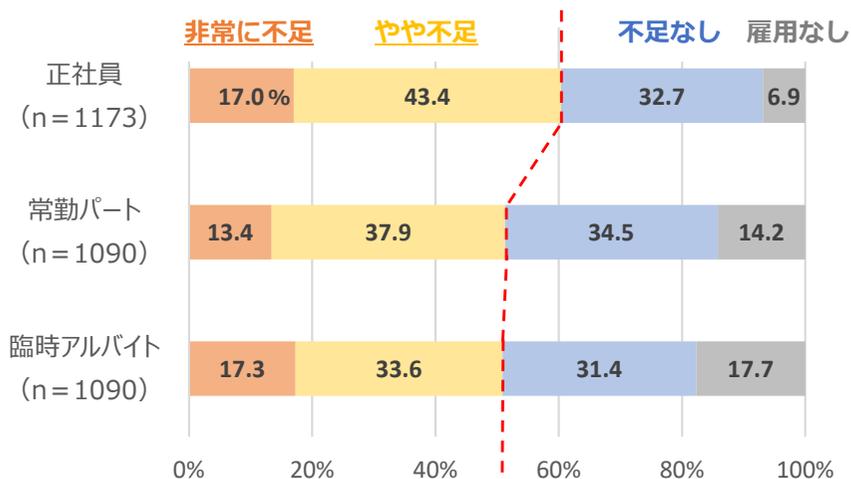
注：農産物販売金額は、農産物販売金額規模別経営体数に、それぞれの階層ごとに階層の中間値（50万円～100万円であれば75万円）を乗じて求めた推計結果を基にシェアを算出した。

# 農業法人の労働力の不足状況等

- 農業法人を対象とする調査（2019年）によると、前年2018年の調査結果と同様、約7割の農業法人が『労働力』を経営上の課題として挙げており、2位以下の課題を大きく引き離している。
- 労働力の不足状況については、正社員、常勤パート、臨時アルバイトのいずれも「非常に不足」、「やや不足」の合計が5割を超えている。

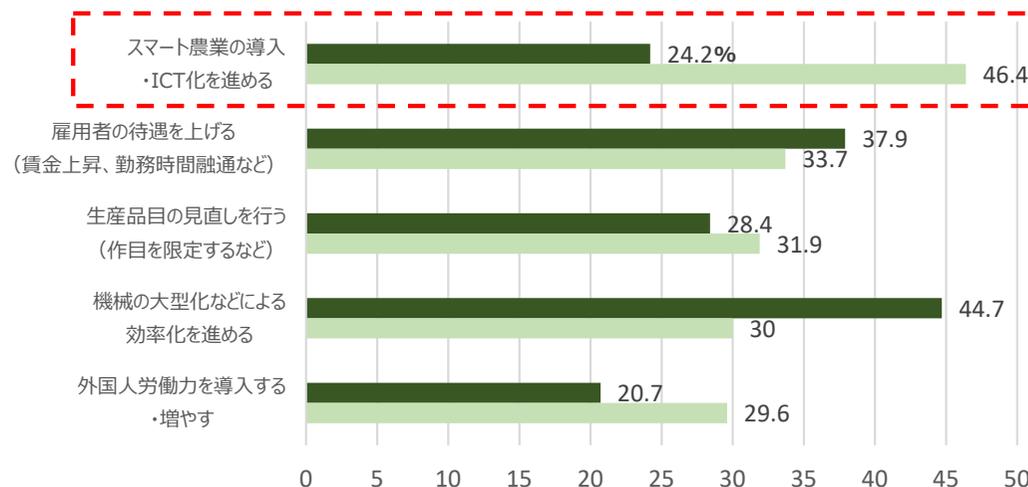


## 農業法人における労働力の不足状況



資料：日本農業法人協会「2019年版 農業法人白書」

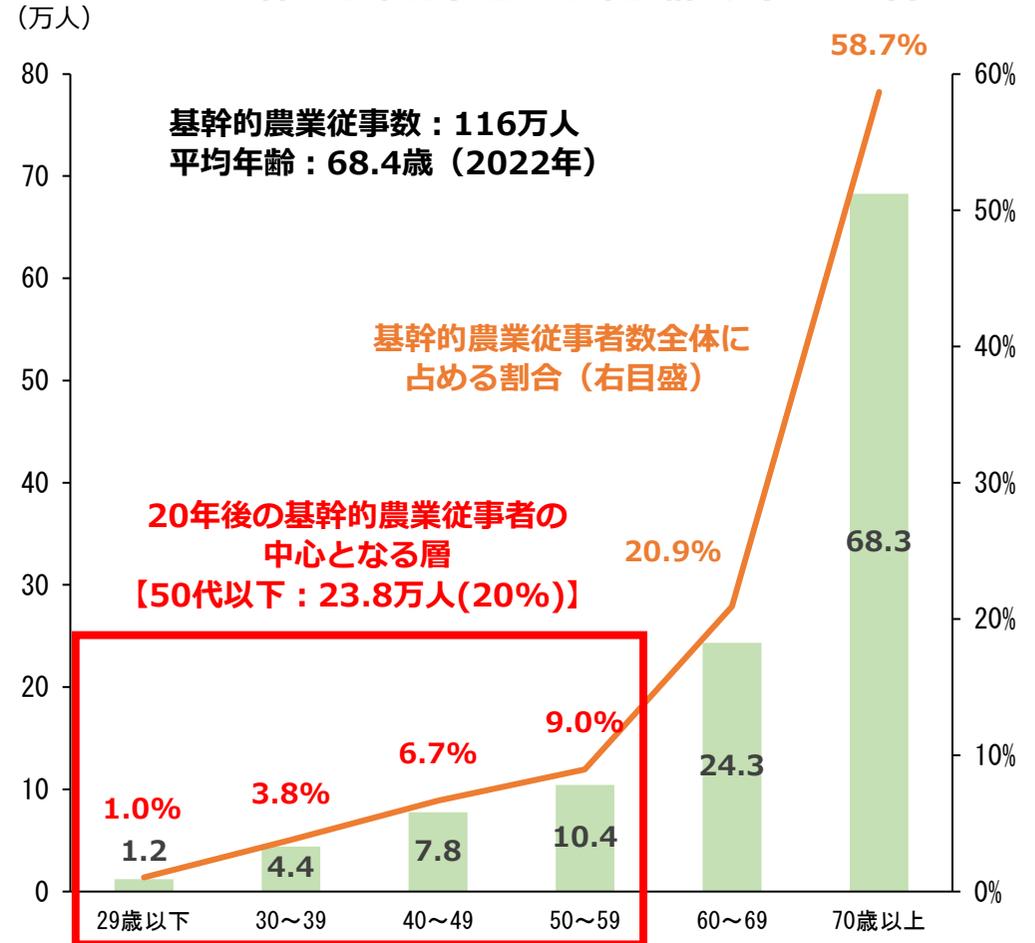
## 労働力不足への対応方法（複数回答）



# 人口減少下での農業政策（背景）

- 今後20年間で、**基幹的農業従事者は現在の約1/4（116万人→30万人）にまで減少**すること等が見込まれ、**従来の生産方式**を前提とした農業生産では、**農業の持続的な発展や食料の安定供給を確保できない**。
- 農業者の減少下において生産水準が維持できる生産性の高い食料供給体制を確立するためには、農作業の効率化等に資する**スマート農業技術の活用**と併せて**生産方式の転換を進めるとともに、スマート農業技術等の開発・普及を図ること**で、**スマート農業技術の活用を促進する必要**。

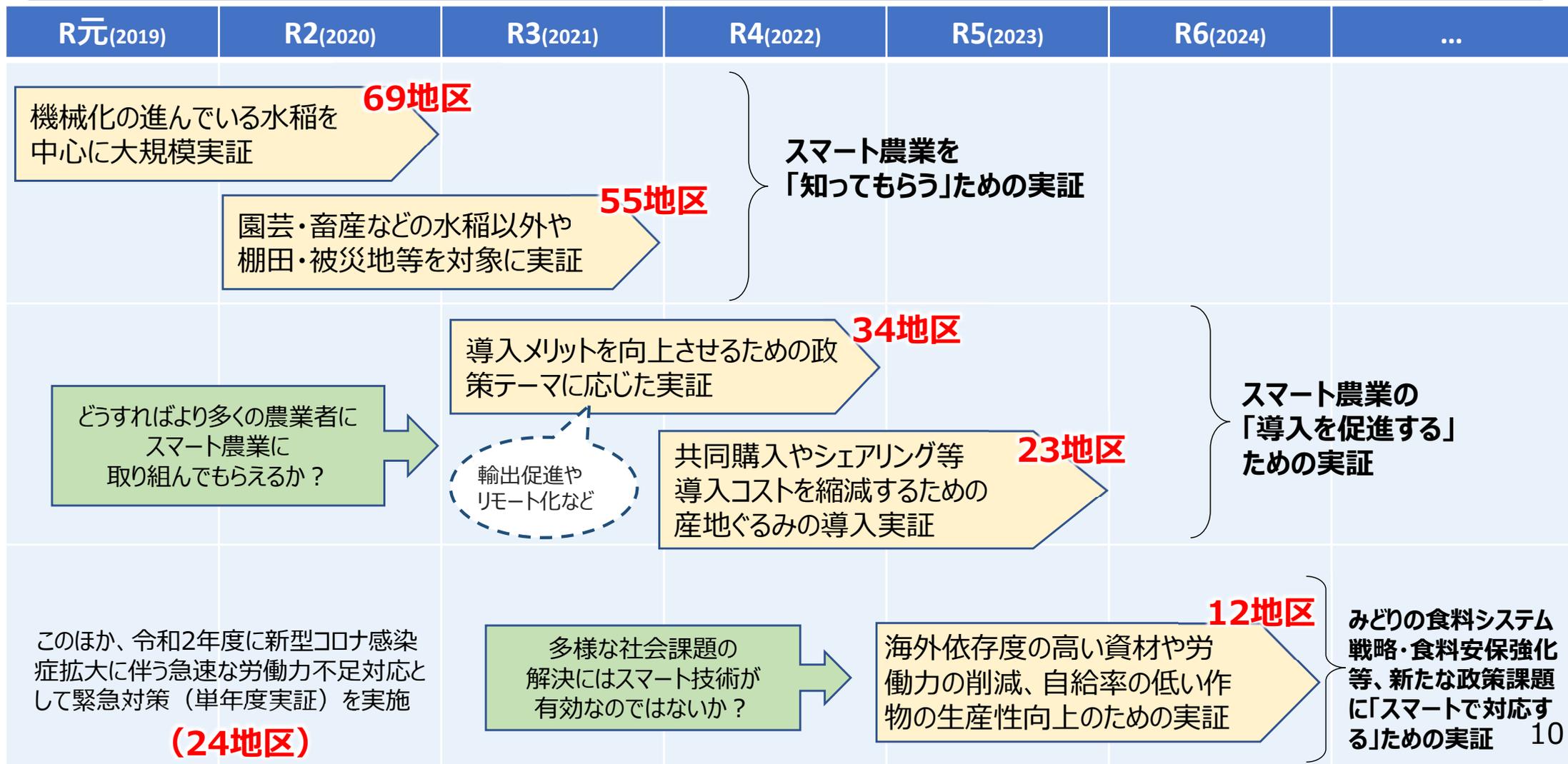
### 基幹的農業従事者数の年齢構成（2023年）



資料：農林水産省「農業構造動態調査」（2022年、2023年は概数値）  
注：基幹的農業従事者とは、15歳以上の世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者（雇用者は含まない）。

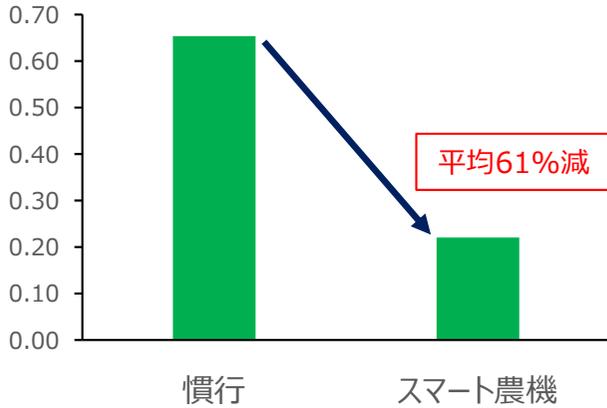
# スマート農業実証プロジェクトの展開

- ロボット、AI、IoT等の情報通信技術を用いたスマート農業技術について、実際の生産現場に導入して、技術の導入による経営改善の効果を明らかにすることを目的に、これまで**全国217地区**において実証を実施。その普及状況や時々の政策課題に合わせて実証プロジェクトは常に進化。
- 実証成果は各地区のアウトリーチ活動や農研機構による成果報告、実証参加者による生の声の動画配信などにより随時発信。



# 実証プロジェクトから得られたスマート農業技術の効果①

## (ドローン農薬散布)

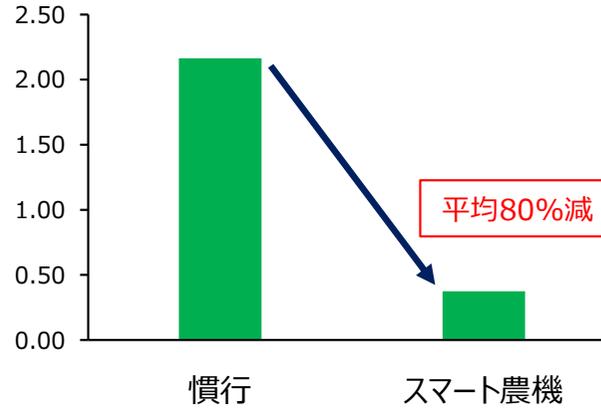


ドローン農薬散布の作業時間 (時間/10a)

| No. | 立地条件 | 地域 | 慣行   | スマート農機 | 削減率 |
|-----|------|----|------|--------|-----|
| 1   | 平場   | 東北 | 1.14 | 0.12   | 89% |
| 2   | 平場   | 北陸 | 0.41 | 0.28   | 32% |
| 3   | 中山間  | 中国 | 0.42 | 0.20   | 53% |
| 4   | 中山間  | 中国 | 0.60 | 0.18   | 70% |
| 5   | 中山間  | 中国 | 0.84 | 0.35   | 58% |
| 6   | 中山間  | 中国 | 0.79 | 0.26   | 67% |
| 7   | 中山間  | 四国 | 0.37 | 0.15   | 60% |
| 平均  |      |    |      |        | 61% |

- 慣行防除に比べ**作業時間が平均で61%短縮**。特に組作業人数の多いセット動噴と比べると省力効果大きい。ブームスプレーヤーと比べると**給水時間が短縮**された。
- ドローンとセット動噴等との間で**同等の防除効果**が得られた。
- セット動噴のホースを引っ張って歩かなくなり、**疲労度が減った**。

## (自動水管理システム)

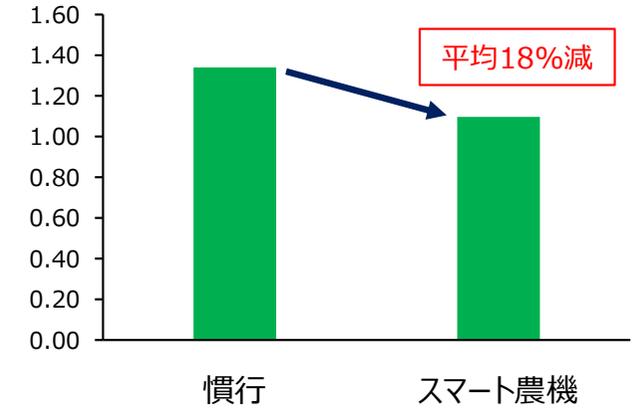


自動水管理システムの作業時間 (時間/10a)

| No. | 立地条件 | 地域 | 慣行   | スマート農機 | 削減率 |
|-----|------|----|------|--------|-----|
| 1   | 平場   | 東北 | 0.29 | 0.05   | 82% |
| 2   | 平場   | 東北 | 0.53 | 0.11   | 78% |
| 3   | 平場   | 北陸 | 0.13 | 0.03   | 76% |
| 4   | 中山間  | 関東 | 7.70 | 1.30   | 83% |
| 平均  |      |    |      |        | 80% |

- 作業舎から離れた水田に設置し、見回りを減らしたことで、**作業時間が平均で80%短縮**できた。
- 障害型冷害対策としての**深水管理も適切に実施**できた（不稔割合は2.8%で被害粒の発生なし）。取水時間を変更することで**高温対策の効果も期待**できる。

## (直進アシスト田植機)



直進アシスト田植機の作業時間 (時間/10a)

| No. | 立地条件 | 地域 | 慣行   | スマート農機 | 削減率  |
|-----|------|----|------|--------|------|
| 1   | 平場   | 東北 | 2.41 | 1.99   | 18%  |
| 2   | 平場   | 東北 | 1.31 | 1.06   | 20%  |
| 3   | 平場   | 東海 | 0.93 | 0.80   | 14%  |
| 4   | 中山間  | 関東 | 1.35 | 1.00   | 26%  |
| 5   | 中山間  | 関東 | 1.20 | 0.96   | 20%  |
| 6   | 中山間  | 関東 | 1.44 | 0.87   | 40%  |
| 7   | 中山間  | 中国 | 1.19 | 0.95   | 20%  |
| 8   | 中山間  | 中国 | 1.15 | 1.27   | -10% |
| 9   | 中山間  | 中国 | 1.12 | 0.90   | 20%  |
| 10  | 中山間  | 四国 | 1.29 | 1.17   | 9%   |
| 平均  |      |    |      |        | 18%  |

- 従来の田植機と比較し、**作業時間が平均で18%短縮**された。
- 男性だけで行っていた田植作業への**女性の参画が可能**になったほか、新規就農者でも操作が可能であり、**若者の新規雇用**に繋がった。

## 実証プロジェクトから得られたスマート農業技術の効果②

- 各実証地区の「現場」の声を“REAL VOICE”として取りまとめて、対外的に情報発信。



白石農園  
(北海道新十津川町)

- ・農薬散布ドローンにより、従来と同じ時間で2倍の面積の作業が可能。
- ・スマート農機の活用により、朝晩の労働時間が少なくなり、空いた時間を利用してトマト栽培へ注力し、収益を向上。
- ・(スマート農機導入は) 確実に労力の軽減や効率化に繋がる。毛嫌いせず挑戦する価値がある。



(株) ジェイエイフーズ  
みやざき  
(宮崎県西都市)

- ・ロボットトラクターに耕うんさせながら、畝立て、肥料散布を同時に行えるようになり、作業によっては倍の効率が出せるようになった。準備時間全体で7割ほどの労働時間が削減された。
- ・収穫データや生育管理予測データとAIの予測を組み合わせることで、半日かかっていた作業が30分に短縮された。
- ・ほ場に入る必要がないドローンによる追肥によって、雨の直後でも計画通り作業ができ、また葉を傷つけるリスクや病気蔓延リスクが低減。



鹿児島堀口製茶 (有)  
(鹿児島県志布志市)

- ・ロボット茶園管理機 (摘採機と中切機) の導入により、20%の労働時間削減につながった。
- ・経営管理システム等で情報の見える化を行い、経営者以外でも、客観的に生産工程が把握できるシステムを構築している。
- ・海外に輸出できるお茶の原料の生産にスマート農業技術を使用し、海外に活路を見出していきたい。

その他、多数の“REAL VOICE”をこちらからご覧いただけます。



【農林水産省HP「スマート農業実証プロジェクト 現場の声」】  
[https://www.affrc.maff.go.jp/docs/smart\\_agri\\_pro/jissho\\_seika/index.htm](https://www.affrc.maff.go.jp/docs/smart_agri_pro/jissho_seika/index.htm)

農業実証プロジェクトの**実証成果**はこちら。



【農研機構HP「スマ農成果 ポータル」】  
[https://www.naro.go.jp/smart-nogyo/seika\\_portal/](https://www.naro.go.jp/smart-nogyo/seika_portal/)

# 実証プロジェクトから得られたスマート農業技術の活用の促進の課題

- 実証成果を分析し、スマート農業技術の導入成功へのノウハウとして、事前検討チェックリストや導入効果等を公表。
- 実証プロジェクトを通じて、導入効果が現れない際の課題等も明らかに。

## スマ農導入成功へのノウハウ集

### 自動運転トラクター

- 無人で圃場内を自動走行するトラクタ。有人機と無人機の協調作業により、1人で2台の操作が可能。無人機を圃場内や周辺から常時監視して使用し、非常時の操作等を行う。価格帯（目安）：1,000万円～1,500万円

（令和5年2月作成）



#### 事前検討チェックリスト

- ✓ 自動運転安全性確保ガイドラインおよび農作業安全のための指針を確認したか。
- ✓ 自動運転を生かせる圃場か。
- ✓ 2台協調作業を想定している場合、WiFiの到達距離と圃場の大きさや配置は検討したか。
- ✓ 周囲にGNSS信号受信の障害物（建物、木立、山など）はないか。
- ✓ RTK基地局はどうするのか。
- ✓ 通信方式は一致しているか。
- ✓ タブレットの操作に習熟している作業者がいるか。
- ✓ 圃場位置データの登録作業を行う担当は決めたか。
- ✓ 枕地の周回回数を確認したか。
- ✓ 有人機と無人機の作業速度の違いを認識しているか。

#### 運用中に発生したトラブル事例

- 大規模圃場で有人機と無人機が離れすぎて電波が届かない。
- 圃場が高架線路等の構造物に接している等、衛星からの位置情報を取得できず、自動操舵作業が出来なくなり、作業が一時中断した。



#### 導入効果

- ロボットトラクタと有人トラクタの2台協調作業により、**耕起・代かき作業時間が平均で32%短縮**。
- 耕起作業未経験の女性従業員2名を新たにオペレータとして育成したことで、雇用を増やさず適期作業が可能となった地区もみられる。

ロボットトラクタの耕起・代かき作業時間（時間/10a）

| No. | 立地条件 | 地域 | 慣行   | スマート農機 | 削減率 | 備考                          |
|-----|------|----|------|--------|-----|-----------------------------|
| 1   | 平場   | 北陸 | 0.37 | 0.23   | 38% | 耕起（2台協調）                    |
| 2   | 平場   | 東海 | 0.60 | 0.48   | 20% | 耕起（2台協調）                    |
| 3   | 中山間  | 関東 | 0.46 | 0.28   | 39% | 耕起（2台協調）                    |
| 4   | 中山間  | 中国 | 0.46 | 0.34   | 28% | 耕起（2台協調）                    |
| 5   | 中山間  | 関東 | 2.85 | 2.29   | 20% | 代かき（2台協調）                   |
| 6   | 中山間  | 四国 | 2.69 | 1.38   | 49% | 代かき<br>荒地：2台協調<br>本代：直進アシスト |
| 平均  |      |    |      |        | 32% |                             |

#### 留意点

圃場周囲（枕地）は自動運転できないため、面積の広い圃場でより有効。



#### 導入効果が現れない例

- 小面積で枚数が多くなると、生産性が伸び悩むことになる。
- 農機の搬送に補助者が必要だった。

- リモコン草刈機の導入において、傾斜の角度により活用可能畦畔が限られる
- 自動運転トラクターとブームスプレイヤーを活用した防除において、枕地を確保していない農地では確保している農地と省力化効果に差が出る等の課題も。

※指針等は使用時点の最新版を確認してご活用ください。

農業機械の自動走行に関する安全性確保ガイドライン（令和4年3月28日版）  
<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/smart/attach/pdf/index-11.pdf>  
 農作業安全のための指針（平成30年1月19日版）  
<http://www.naro.affrc.go.jp/org/brain/anzenweb/shishin/shishin.htm>

# スマート農業技術の活用の促進に当たっての課題

- スマート農業技術の活用の促進に当たっては、スマート農業技術に適した生産方式への転換を図りながら、その現場導入の加速化と開発速度の引上げを図る必要。

## 人手を前提とした慣行的な生産方式 (現状)

出荷規格に合わせて収穫するには、  
人手が必要だが、  
将来、人員を確保することも難しく、  
営農を続けられないかも…



## スマート農業技術に適した生産方式への転換 (目指す姿)

実需者ニーズに合わせて、機械で一斉収穫ができるよう  
畝間を広げ、品種を変えたら、スマート農業機械  
が良く機能したよ。これなら、農業が続けられるね



## 関係者の声

- ✓ 農業分野の研究機関（農研機構等）や生産現場に伝手がなく、技術開発や生産現場への橋渡しがうまくできない。
- ✓ ほ場などの条件が多岐にわたることや、慣行的な栽培方法へのこだわり、作物ごとの転用が困難なことが技術の開発・導入双方のハードルを上げている。
- ✓ 技術開発・供給側と生産現場側の両方の歩み寄りが重要。

## 農業の現場では…

- ✓ 衛星データを活用して農機を直進制御する技術等、一部の農機等では実用化が始まっている



GNSSガイダンス、自動操舵システム



ドローン

スマート農業技術の現場導入を加速させ、その効果を十分に引き出すには、ほ場の畝間拡大、均平化や合筆、枕地の確保、作期分散、出荷の見直し等、**スマート農業技術に適した生産方式への転換が重要**

## 技術の開発では…

- ✓ ニーズの高い野菜や果樹の収穫ロボット等の技術開発は難度が非常に高く、実用化に至らず



自動収穫機での収穫に失敗したキャベツ



開発者

異業種で培った技術を農業分野に生かしたいけど、ほ場も作物の生育もバラバラで手が出せないなあ。

開発速度を引き上げるには、スマート農業技術に適した生産方式への転換により開発ハードルを下げつつ、**開発が特に必要な分野を明確化して多様なプレイヤーの参画を進めることが重要**

# スマート農業技術活用促進法※の概要

※農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律

農業者の減少等の農業を取り巻く環境の変化に対応して、農業の生産性の向上を図るため、  
①スマート農業技術の活用及びこれと併せて行う農産物の新たな生産の方式の導入に関する計画（**生産方式革新実施計画**）  
②スマート農業技術等の開発及びその成果の普及に関する計画（**開発供給実施計画**）  
の認定制度の創設等の措置を講ずる。

## 農林水産大臣（基本方針の策定・公表）

【法第6条】

（生産方式革新事業活動や開発供給事業の促進の意義及び目標、その実施に関する基本的な事項 等）

↑ 申請

↓ 認定

↑ 申請

↓ 認定

### ①スマート農業技術の活用及びこれと併せて行う農産物の新たな生産の方式の導入に関する計画（**生産方式革新実施計画**）【法第7条～第12条】

#### 【生産方式革新事業活動の内容】

・**スマート農業技術の活用と農産物の新たな生産の方式の導入をセットで相当規模※<sup>1</sup>で行い、農業の生産性を相当程度向上させる事業活動** ※<sup>1</sup> 原則、複数農業者が共同した産地単位での取組を想定

#### 【申請者】

・生産方式革新事業活動を行おうとする農業者等（農業者又はその組織する団体）

（スマート農業技術活用サービス事業者や食品等事業者が行う生産方式革新事業活動の促進に資する措置を計画に含め支援を受けることが可能）

#### 【支援措置】

・日本政策金融公庫の長期低利融資  
・行政手続の簡素化（ドローン等の飛行許可・承認等）など

### ②スマート農業技術等の開発及びその成果の普及に関する計画（**開発供給実施計画**）【法第13条～第19条】

#### 【開発供給事業の内容】

・農業において特に必要性が高いと認められる**スマート農業技術等※<sup>2</sup>の開発**及び当該スマート農業技術等を活用した**農業機械等又はスマート農業技術活用サービスの供給を一体的に行う事業**

※<sup>2</sup> スマート農業技術その他の生産方式革新事業活動に資する先端的な技術

#### 【申請者】

・開発供給事業を行おうとする者（農機メーカー、サービス事業者、大学、公設試等）

#### 【支援措置】

・日本政策金融公庫の長期低利融資  
・農研機構の研究開発設備等の供用等  
・行政手続の簡素化（ドローン等の飛行許可・承認）など

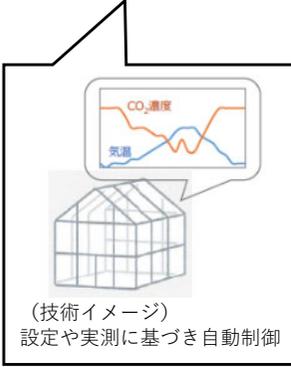
【**税制特例**】①の計画に記載された設備投資に係る法人税・所得税の特例（特別償却）、②の計画に記載された会社の設立等に伴う登記に係る登録免許税の軽減<sup>15</sup>

# 本法におけるスマート農業技術について

【定義】 本法では、「スマート農業技術」を、次の①から③までに適合した技術と規定。

- ① 農業機械、農業用ソフトウェア、農業用の器具並びに農業用設備又は農業用施設を構成する装置、建物及びその附属設備並びに構築物に組み込まれて活用されるものであること。
- ② 情報通信技術（電磁的記録として記録された情報を活用する場合に用いられるものに限る。）を用いた技術であること。
- ③ 農業を行うに当たって必要となる認知、予測、判断又は動作に係る能力の全部又は一部を代替し、補助し、又は向上させることにより、農作業の効率化、農作業における身体の負担の軽減又は農業の経営管理の合理化を通じて農業の生産性を相当程度向上させることに資するものであること。

## <スマート農業技術の例>

| 自動運転      | 作業軽減   | センシング/モニタリング     | 環境制御  | 経営データ管理  | 生産データ管理 |
|-----------|--|------------------|---|--|---------|
| ロボットトラクター |  | 収量センサ付き<br>コンバイン | ハウス等の<br>環境制御システム   | 経営・生産管理システム  |         |
| 自動操舵システム  | 水管理システム  |                  |  <p>(技術イメージ)<br/>設定や実測に基づき自動制御</p> |  <p>(技術イメージ)<br/>航空画像マップでは場見える化</p> |         |
| 自動収穫機     | ドローン/人工衛星  |                  |   |  |         |
| 運搬ロボット    |  <p>(技術イメージ)<br/>人は斜面に立つことなく操作</p> |                  |   |  |         |
| 草刈ロボット    | リモコン草刈機  |                  |   | 家畜の生体管理システム  |         |

- **スマート農業技術の活用 (A) と人手による作業を前提とした栽培方法の見直し等新たな生産の方式の導入 (B)を合わせて相当規模※で行い、スマート農業技術の効果を十分に引き出す生産現場の取組を認定することで、人口減少下でも生産水準が維持できる生産性の高い農業を実現。** ※原則、複数農業者が共同した産地単位での取組を想定

## 収穫ロボット+栽培方法の見直し (アスパラガス)

### 現状



ひとつひとつ目視で確認しながらの  
人手による収穫作業

### (A) 将来の姿



自動収穫ロボットの導入

### (B)



通路幅を広くすることで、機械導入・  
栽培管理が容易に  
立茎数を減らすことにより、ロボットが  
アスパラを容易に認識・アクセス可能に



作業動線が複雑で機械導入や栽培  
管理が困難

## 収穫ロボット+省力樹形の導入 (りんご)

### 現状



ひとつひとつ目視で確認しながらの  
人手による収穫作業

### (A) 将来の姿



自動収穫ロボットの導入

### (B)



省力樹形とし、直線的に配置するこ  
とにより、機械作業が容易に

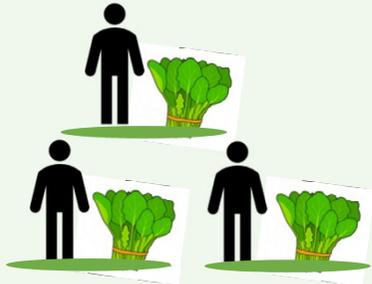


樹木がほ場内に散在  
作業動線が複雑で機械作業が困難

- 生産方式革新事業活動の実施に当たっては、**スマート農業技術活用サービス事業者**による農作業受託等のサービスの供給や**食品等事業者**による新たな流通、販売等の方式の導入を**一体的に実施することが効果的**。
- 生産方式革新実施計画にこれらの取組を含め、**税制・融資等の支援措置を受けられる仕組みを構築**。

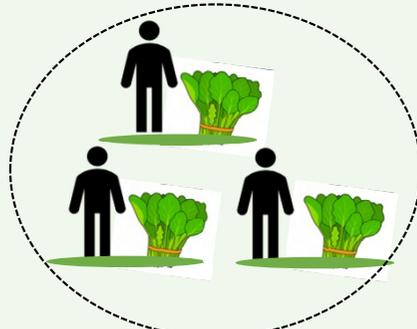
## スマート農業技術活用サービス事業者との提携

### 現状



個々の農業者がひとつひとつ  
手作業による収穫作業

### 将来の姿



(スマート農業技術活用サービス事業者)

複数の農業者がまとまって、スマート農業  
技術を扱うサービス事業者と提携し、収  
穫作業を委託

## 食品等事業者による新たな流通・販売等方式の導入

### 現状



人手による選別収穫



産地で選別・調製し  
発泡スチロール等で出荷

出荷に向けた農産物の収  
穫作業では、同時に選別・  
調製作業も行っていること  
から、多くの人手を要し、産地  
の負担が大きい

### 将来の姿

(農業者等の取組)



ドローンで撮影した画  
像等から、収穫時期  
や量を予測し、食品  
等事業者（実需者）  
と情報共有



鉄コンテナを搭載  
した自動収穫機  
で一斉収穫し、鉄  
コンテナで貯蔵・  
出荷



(食品等事業者の取組)



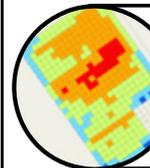
冷凍状態のブロッコリーを  
使用した製品

- ✓ 収穫時期・量の予測情報を基に施設の稼働を平準化
- ✓ 専用の冷凍加工施設を整備し、産地の選別・調製作業を代替し、効率化
- ➡ 加工・冷凍保存により、これまで出荷できなかったマーケットに国産品を供給

【定義】 本法における「スマート農業技術活用サービス」とは、農業者等が行う農業を支援するため対価を得て継続的に行うスマート農業技術を活用した次に掲げる役務。

- ① 委託により、農業者等に代わって農作業を行うこと。
- ② 農業者等に対し、農業機械等を使用させること。
- ③ 農業者等に対し、農業に関する高度な知識又は技術を有する者を派遣すること。
- ④ 農業に関する情報を収集し、整理し、及び分析し、並びに農業者等に対し、その結果を提供し、又は当該結果に基づく農業の生産性の向上のための指導若しくは助言を行うこと。

## スマート農業技術活用サービスの例

| ①専門作業受注型  | ②機械設備供給型  | ③人材供給型  | ④データ分析型  |
|---|---|---|--|
| ドローンによる農薬散布や、ロボットコンバインによる収穫などの作業受託サービス  | 収穫ロボットなどのスマート農業機械のレンタル・シェアリングを行うサービス  | スマート農業技術を使いこなす高度な知識・技術を有する人材を農業現場へ派遣するサービス  | データの収集・分析、情報提供を通じて栽培管理の見直しや作業体系の最適化を提案する等のサービス   |
|  <p><b>(株) レグミン</b><br/>農薬散布ロボットによる農薬散布サービスを実施。</p>                           |  <p><b>inaho (株)</b><br/>自社で開発した自動収穫ロボットのレンタルサービスを実施。</p> |  <p><b>YUIME (株)</b><br/>産地の繁忙期に特化した人材派遣に加え、ドローン等を扱う人材派遣を今後開始予定。</p>        |  <p><b>テラスマイル (株)</b><br/>生産や市況などのデータを分析し、最適な出荷時期などを提案するサービスを展開。</p> |
|  <p><b>(株) ジェイエイズ みやざき</b><br/>ホウレンソウ収穫の受託作業を実施。ドローン追肥作業やキャベツ収穫作業の受託も検討。</p> |  <p><b>JA三井リース (株)</b><br/>作業時期の異なる農業者と地域で、農機シェアリース。</p> |  <p><b>(株) アルプスアグリキャリア</b><br/>農業用ハウスの環境制御システムを使いこなし、現場で生産管理をできる人材を派遣。</p> |  <p><b>国際航業 (株)</b><br/>農作物の生育状況に基づく診断レポートや可変施肥マップを提供。</p>          |

スマート農業技術は、導入コストが高額で、かつ、その操作には専門的な知見を要することも多いため、スマート農業技術の活用の促進に当たって、これらの観点からスマート農業技術活用サービスを本法で位置付け、税制・融資等の支援を措置。

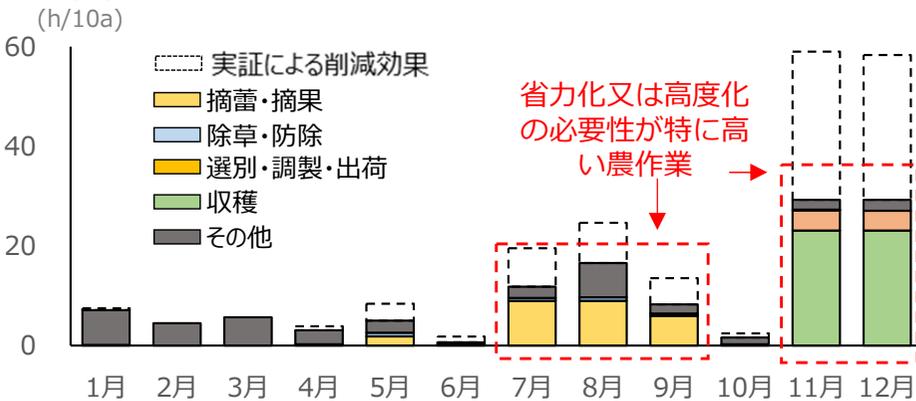
- 農業において特に必要性が高いと認められるスマート農業技術等<sup>※</sup>について、基本方針に重点開発目標として明示。
  - これに沿ってスマート農業技術等の開発や生産現場への供給を一体的に行う取組を国が認定し、開発及び成果の普及を促進。
- ※スマート農業技術その他の生産方式革新事業活動に資する先端的な技術

## 開発供給事業の考え方

- スマート農業実証プロジェクト等から得られたデータ等を分析し、
  - ① 営農類型ごとに、
  - ② 省力化又は高度化の必要性が特に高く、かつ、スマート農業技術等の実用化が不十分な農作業について、
  - ③ スマート農業技術等を実用化することにより、
  - ④ 生産性の向上に関する目標を達成する技術体系を令和12年度までに構築することを
 基本方針に「開発供給事業の促進の目標」（＝重点開発目標）として位置付け

その目標の達成に寄与する技術の開発及び供給を行う事業を計画認定により支援

### <果樹作のイメージ>



- 果樹では、摘蕾・摘果等の栽培管理、収穫作業及び収穫後の選別作業の機械化・自動化が遅れているため、多くの人手を要し、これらの農作業の技術開発が必要。
- これらの農作業において生産性向上の目標を設定するとともに、その実現に必要なスマート農業技術等を明示。

## スマート農業機械の開発と農薬散布サービスの供給に取り組む研究開発型スタートアップ（事業のイメージ例）

### ■ スマート農業機械の開発

- IT、金融業界を経験した若者が農業の課題解決のために起業。ロボットのハードウェアからソフトウェアまで全て自社で開発。
- 主力はねぎの自動農薬散布ロボットで、畝の幅にロボットのサイズを合わせることで他の露地栽培の農作物に応用する改良も推進。
- 将来は、ハウス栽培用のロボットや、食品加工の自動化の開発も見据える。

### ■ 農薬散布サービスの供給

- サービス事業会社を分社化し、開発したロボットを用いた農薬散布サービスを展開。農薬散布に伴う人件費、作業負担、スキルによるムラなど、中小・家族経営を含めた地域の農業者の悩みを解決し、栽培面積拡大、農薬散布のコスト削減に寄与。



ねぎの自動農薬散布ロボット

# 開発供給事業の対象となる技術について

【定義】 本法において、開発供給事業の対象技術（スマート農業技術等）は、農業において特に必要性が高いと認められる、スマート農業技術その他の**生産方式革新事業活動に資する先端的な技術**と規定。

開発供給事業の対象となる「スマート農業技術等」（＝生産方式革新事業活動に資する先端的な技術）には、農業において特に必要性が高いと認められる、

- ①スマート農業技術のほか、
- ②生産方式革新事業活動のために用いられる農業機械等、種苗、肥料、農薬その他の農業資材に関する技術が含まれる。

## ＜②の例（「スマート農業技術等」の等に含まれるものの例＞

・スマート農業技術の農作業の効率化等の効果を向上させる品種



ロボットアーム等機械の  
アクセスが容易となる形質



茎が長く、機械収穫時の  
歩留まりを改善する形質



果梗枝が長く、果実の認識が  
容易となる形質

・スマート農業技術の効果の発揮に不可欠な技術



自動収穫ロボットに適した  
栽培体系の確立  
(+自動収穫ロボット)



果樹自動収穫機に適した  
栽培体系の確立  
(+果樹自動収穫機)



ドローンに適した農薬  
(+ドローン)

# 支援措置について

---

# 事業の類別毎の支援措置の一覧

| 事業の類別                       | 生産方式革新実施計画  |                             |           |                  | 開発供給実施計画   |                             |                                 |               |     |                  |
|-----------------------------|---|-----------------------------|-----------|------------------|--|-----------------------------|---------------------------------|---------------|-----|------------------|
|                             | 税制  | 融資                          | 野菜法       | 行政<br>手続の<br>簡素化 | 税制   | 融資                          | 債務<br>保証                        | 農研<br>機構      | 種苗法 | 行政<br>手続の<br>簡素化 |
| 農業者等                        | ※1<br>特別償却  | ※2<br>新資金<br>〔公庫<br>農林水産事業〕 | 野菜法<br>特例 | 農地法<br>特例        | スマート農業技術等の開発供給を行う場合は対象<br>※対象となる場合、下記のうち、農業者等はスマート農業技術活用サービス<br>事業者の農作業受託と、食品等事業者は農機メーカー等と同じ適用 |                             |                                 |               |     |                  |
| 食品等事業者                      |   |                             | —         | 航空法<br>特例        |  |                             |                                 |               |     |                  |
| スマート<br>サービス事業者             | 〔中小企<br>業税制<br>の対象〕   | —                           | —         | —                | 登録免許税<br>軽減  | ※2<br>新資金<br>〔公庫<br>農林水産事業〕 | ※2,3<br>農競法<br>特例<br>〔中小<br>機構〕 | 農研機構<br>施設供用等 | —   | 航空法<br>特例        |
| ①農作業受託                      |   |                             | —         |                  |  |                             |                                 |               |     |                  |
| ②リース等<br>③人材派遣<br>④データ分析    | —   | —                           | —         | —                | —  | —                           | —                               | —             | —   | —                |
| 農機メーカー等                     | スマート農業技術を活用した<br>サービス事業を行う等の場合は対象<br>※対象となる場合、上記のうちスマート農業<br>技術活用サービス事業者と同じ適用 |                             |           |                  | —  | —                           | —                               | —             | —   | —                |
| 大学、研究者、<br>研究開発型<br>スタートアップ | —   |                             |           |                  |  |                             |                                 |               |     |                  |

※1：上乗せ要件あり    ※2：別途日本公庫や中小機構の審査が必要    ※3：事業参入の場合に限る

# スマート農業技術活用促進税制の創設①（投資促進税制（法人税・所得税の特例））

■ 生産方式革新事業活動に必要なとなる設備の投資を後押しするため、生産方式革新実施計画の認定を受けた**農業者等**や、当該農業者等と**密接不可分な取組を行うスマート農業技術活用サービス事業者**又は**食品等事業者**が、機械等の取得等をした場合に**特別償却**を適用（令和9年3月末まで）。

## ■ 特例の対象設備等

### 1 スマート農業技術を組み込んだ機械装置

【農業者等】【スマート農業技術活用サービス事業者※】

※播種、移植又は収穫用の機械装置に限る。



キャベツ自動収穫機



ピーマン自動収穫機



搾乳ロボット

### 2 1と一体的に導入された機械装置、器具備品、建物等、構築物のうち1が効果を発揮するために必要不可欠なもの

【農業者等】



ロボットトラクター + RTK基地局



環境制御装置 + 低コスト耐候性ハウス



果樹自動収穫機 + 樹体支持設備

### 3 農産物の洗浄、選別、切断・破砕、冷凍の作業用の機械装置



選別用機械装置



冷凍用機械装置

## 特別償却のイメージ

対象となるスマート農業機械等の導入当初に通常の償却額に一定額を上乗せして損金に算入可能。

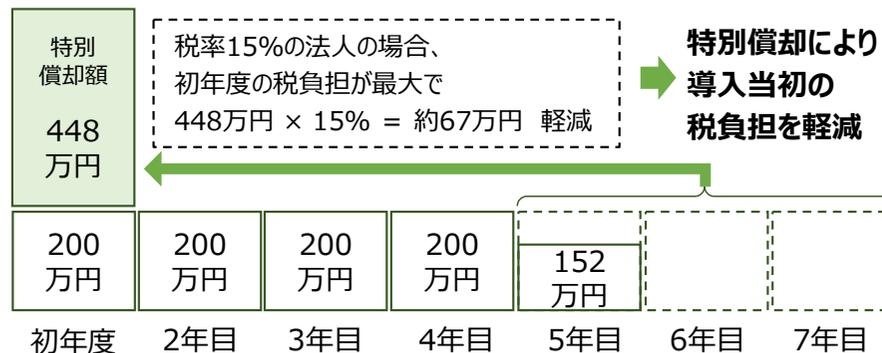
(例) 1,400万円、耐用年数7年のスマート農業機械を導入した場合

初年度償却額 = (取得価格 ÷ 耐用年数) + (取得価額 × 32%)

### 特別償却率

機械装置、器具備品  
: 32%<sup>※1</sup> (一部25%<sup>※2</sup>)

建物等、構築物 : 16%



※1 スマート農業技術を組み込んだ機械装置については、7年以内に販売されたものに限り、特別償却率が25%になります。

※2 スマート農業技術活用サービス事業者、食品等事業者は機械装置のみに適用され、特別償却率が25%になります。

## ■ 特例の対象となる主な要件

### 農業者等

- ・ スマート農業技術の効果の十分な発揮に必要な**ほ場の形状、栽培の方法、品種の転換等の取組を、生産方式革新事業活動の過半で行うこと**



等

### スマート農業技術活用サービス事業者

- ・ **専門作業受注型**であること
- ・ 対象設備等を**専ら**農業者等が行う生産方式革新事業活動に対して供すること
- ・ 対象設備等に係る取得価額が**前事業年度における減価償却費の額の10%相当額以上**であること
- ・ 農業者等が行う生産方式革新事業活動が、当該農業者等の行う農業に係る作付面積又は売上高のおおむね**80%以上を占めること**

等

### 食品等事業者

- ・ **収穫後の選別・調製等の作業を農業者等に代わって行うこと**
- ・ 対象設備等において**専ら**農業者等が行う生産方式革新事業活動により生産された農産物を取り扱うこと
- ・ 対象設備等に係る取得価額\*が**前事業年度における減価償却費の額の10%相当額以上**であること
- ・ 農業者等が行う生産方式革新事業活動が、当該農業者等の行う農業に係る作付面積又は売上高のおおむね**80%以上を占めること**

等

\*建物等の整備が伴う場合には、その取得価額を含む。

(注) 本法で生産方式革新実施計画の認定を受けた農業者等又はスマート農業技術活用サービス事業者が導入する機械装置は、中小企業経営強化税制（C類型（デジタル化設備に係るもの））の適用を受けることはできません。

# スマート農業技術活用促進税制の創設②（登録免許税の軽減）

- 国が定める**重点開発目標**に沿ったスマート農業技術等の開発、当該技術を活用した**農業機械等**や**スマート農業技術活用サービスの供給**を行う既存の農機メーカーや公設試、スタートアップ等の多様なプレーヤーの参入・協業を後押しするため、認定を受けた開発供給実施計画に従って行う会社の設立、出資の受入れ、これに伴う不動産の所有権の移転等の際に**恒常的なコストとして生じる登録免許税を軽減**※（令和9年3月末まで）。

※計画の認定を受けてから1年以内に行う登記に限ります。

|                    | 会社の設立   | 出資の受入れ   | 会社の合併   | 会社の分割  |
|--------------------|---|--|---|--|
| 軽減税率               | 0.7%→0.35%（ <b>0.35%軽減</b> ）<br><br>不動産の所有権の移転<br>2.0%→1.6%（ <b>0.4%軽減</b> ）  | 0.7%→0.35%（ <b>0.35%軽減</b> ）<br><br>不動産の所有権の移転<br>2.0%→1.6%（ <b>0.4%軽減</b> ）   | 0.15%→0.1%（ <b>0.05%軽減</b> ）<br><small>※存続会社の資本金が増加する場合、消滅会社の資本金を超える金額分は0.7%→0.35%（0.35%軽減）</small><br><br>不動産の所有権の移転<br>0.4%→0.2%（ <b>0.2%軽減</b> ）   | 0.7%→0.5%（ <b>0.2%軽減</b> ）<br><br>不動産の所有権の移転<br>2.0%→0.4%（ <b>1.6%軽減</b> ）   |
| 想定ケース（例）<br>・特例の効果 | <p>スマート農業技術等を開発する<br/>会社の設立</p> <p><b>株式会社A</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 設立時資本金：1,000万円</li> <li>■ 主な事業内容：自動収穫ロボットの開発</li> </ul> <p><b>資本金1,000万円の新会社を設立</b></p> <p>資本金1,000万円×0.35%<br/>=3.5万円</p> <p>※特例がない場合の登録免許税の最低額は15万円（株式会社の場合）<br/>15万円 - 3.5万円 = 11.5万円<br/><b>軽減額：11.5万円</b></p> | <p>更なるスマート農業技術等の<br/>実用化のための資金調達</p> <p><b>株式会社B</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 事業内容：茶のロボット摘採機の開発</li> </ul> <p><b>5億円の資金調達（増資）を実施</b></p> <p>増資額5億円×0.35%=175万円</p> <p><b>軽減額：175万円</b></p> <p><b>開発機械の量産化のための製造施設の<br/>現物出資を受ける</b></p> <p>製造施設評価額5億円 × 0.4%<br/>= 200万円</p> <p><b>軽減額：200万円</b></p> | <p>新たなスマート農業技術等の開発に<br/>必要な知見を有する企業との合併</p> <p><b>株式会社C（存続会社）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 大手農薬メーカーとの差別化を図りたい<br/>中小農薬メーカー</li> <li>■ 資本金：1億円</li> </ul> <p><b>吸収合併し、散布ロボットに<br/>合わせた農薬の開発・登録</b></p> <p><b>株式会社D（消滅会社）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高機能農薬散布ロボット開発メーカー</li> <li>・資本金：5,000万</li> <li>・所有権移転不動産：5億円（評価額）</li> </ul> <p><b>吸収合併により資本金1.5億円の<br/>新会社を設立</b></p> <p>資本金増加額5,000万円×0.05%<br/>= 2.5万円</p> <p>取得不動産5億円×0.2%=100万円</p> <p><b>軽減額：102.5万円</b></p> | <p>開発したスマート農業機械を用いた<br/>サービス事業展開のための分割</p> <p><b>新会社：株式会社E</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 資本金：5,000万円</li> <li>■ 事業内容：株式会社Fが開発した自律走行型農作業ロボットによる農薬散布作業の受託</li> </ul> <p><b>分割し、農薬散布作業受託<br/>を行う新会社を設立</b></p> <p><b>株式会社F</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資本金：1億円</li> <li>・事業内容：農作業ロボット・IoTデバイスの研究開発 等</li> </ul> <p><b>分割により資本金5,000万円の新会社<br/>を設立</b></p> <p>資本金5,000万円×0.2%=10万円</p> <p><b>軽減額：10万円</b></p> |

# スマート農業技術活用促進資金の創設（株式会社日本政策金融公庫法の特例）〔法第12条、第18条〕

■ 本法律に基づき認定を受けた事業者を資金面から後押しするため、**長期・低利の制度資金を創設**

- 国から計画認定を受けた農業者等、スマート農業技術活用サービス事業者、食品等事業者、農機メーカー等が対象
- 償還期限を25年以内とする等、**大規模投資にも対応**
- 据置期間を5年以内とし事業者の**初期償還負担を軽減**。また、貸付金の使途に**長期運転資金も設定**

## 資金の概要

### 1. 貸付対象者

- (1) 認定生産方式革新事業者  
(農業者等、スマート農業技術活用サービス事業者\*1、食品等事業者\*1)
- (2) 認定開発供給事業者  
(農機メーカー\*1、スマート農業技術活用サービス事業者等\*1)

### 2. 償還期限

25年以内（食品等事業者は10年超25年以内）

### 3. 据置期間

5年以内

### 4. 貸付金利

借入期間に応じて0.70%～1.45%（令和6年1月1日現在）

### 5. 貸付限度額（融資率）

貸付けを受ける者の負担する額の80%以内

### 6. 貸付金の使途

認定計画に従って生産方式革新事業活動又は開発供給事業\*2を行うために必要な資金であって次に掲げるもの。

- (1) 機械、ソフトウェア等の取得、施設の整備等
- (2) 長期運転資金（研修費、販売促進費等）

※ 1 委託を受けて農作業を行う事業者以外にあっては、中小企業者に限る。

※ 2 研究開発は対象外

## 資金の活用イメージ（例）

<農業者等>

- ・スマート農機や営農支援ソフトの導入（購入費、研修費）
- ・機械収穫に適した樹形の導入（改植費、農薬・資材費）

<スマート農業技術活用サービス事業者>

- ・農作業受託に必要なスマート農機の導入（購入費、研修費）
- ・環境モニタリング装置を活用するための人材育成（研修費）

<食品等事業者>

- ・鉄コンテナによる収穫・出荷体系に適した流通施設の整備
- ・加工向け品種への切替に伴う食品製造施設の整備

<農機メーカー>

- ・スマート農機を量産するための製造ラインの整備
- ・産地実演会や市場調査などの販路開拓の取組（販売促進費）



鉄コンテナを搭載した自動収穫機と自動運搬台車

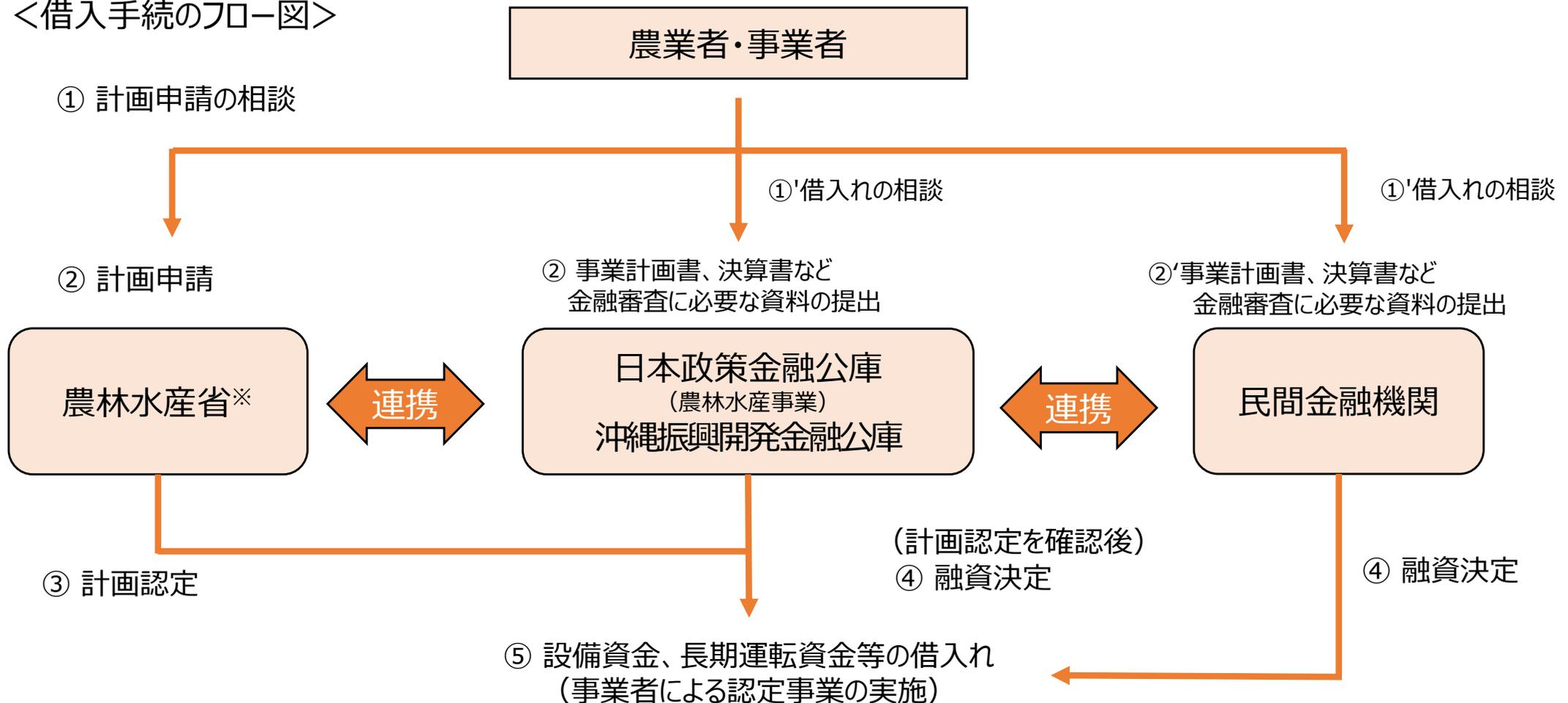


ドローン講習・研修の実施

# スマート農業技術活用促進資金の借入手続について

- 公庫からスマート農業技術活用促進資金を借り入れるためには、生産方式革新実施計画又は開発供給実施計画を作成し、農林水産省から認定を受ける必要があります。
- 公庫・民間金融機関への借入れの相談と並行して、生産方式革新実施計画は地方農政局等へ、開発供給実施計画は農林水産省本省へ申請に向けた相談を開始してください。
- 国による計画認定のほか、資金の借入れに当たっては、公庫への融資の申請及び審査が必要です。

## <借入手続のフロー図>



※ 生産方式革新実施計画は地方農政局等、開発供給実施計画は農林水産省本省が相談・申請の窓口です。

■ 無人航空機の活用に係る手続負担軽減のため、農業用ドローンに関する航空法の飛行許可・承認について、行政手続のワンストップ化が可能

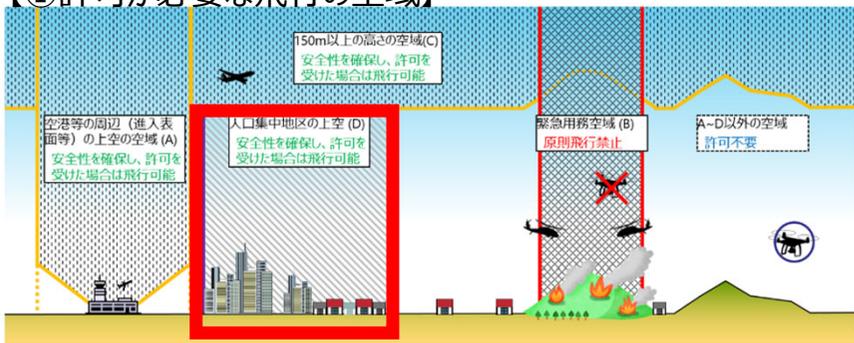
## 航空法の特例の内容

生産方式革新事業活動や開発供給事業の一環として、無人航空機（農業用ドローン等）を使用する場合、航空法の許可・承認（下記の航空法上の手続のうち赤枠範囲）について、ワンストップで行政手続を行うことが可能です。

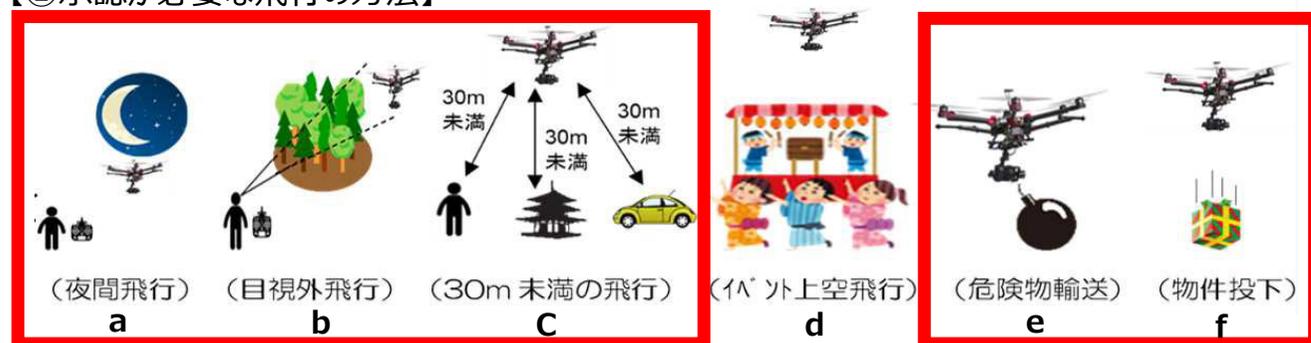


## ＜特定飛行の種類（赤枠の範囲がスマート法による行政手続のワンストップ化の対象）＞

### 【①許可が必要な飛行の空域】



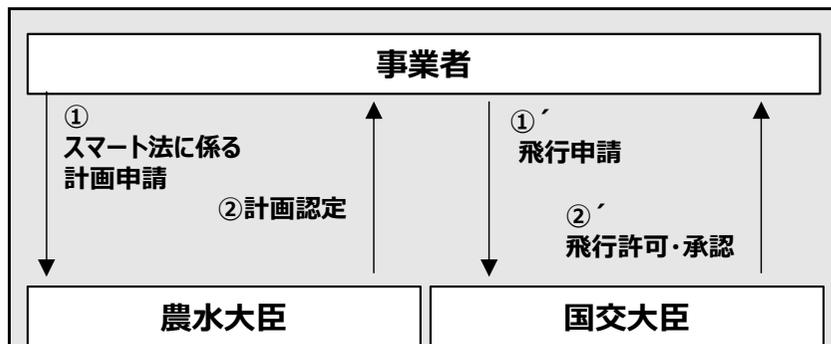
### 【②承認が必要な飛行の方法】



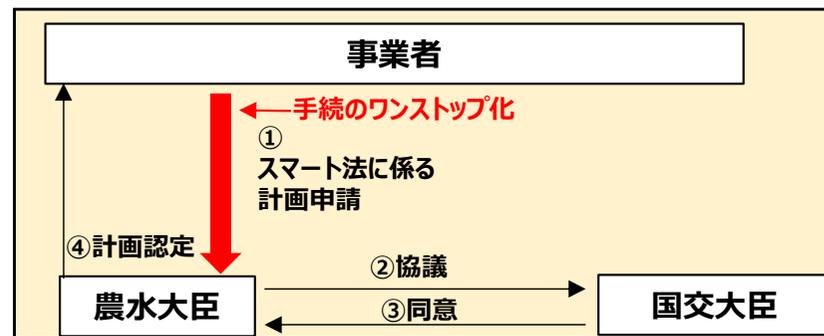
※ドローンによる農薬散布が該当

## ＜支援措置のイメージ＞

（手続一元化前）



本法での措置（手続一元化後）



- スマート農業技術の活用による生産性向上等の効果の発揮に必要である**農作物栽培高度化施設の設置のために当該施設の底面をコンクリート等で覆う場合に係る農地法の届出**について、**ワンストップ化**が可能。

## 農地法の特例（スマート農業技術の活用に伴う行政手続のワンストップ化）の内容

農地法第43条第1項の規定により、農作物栽培高度化施設とする場合には、農業委員会へ届け出を行うことで、底面をコンクリート等で覆う農業用ハウスなどの設置が可能です。当該取組にあたっては、農地転用の手続は不要で、農業委員会へ指定の届出書を提出する必要があります。

スマート農業技術活用促進法に基づく生産方式革新事業活動として、農作物栽培高度化施設の設置のために当該施設の底面をコンクリート等で覆う場合、必要な事項を記載し生産方式革新実施計画の申請を行うことで、農地法に基づく農業委員会への届出があったものとみなされ、ワンストップで行政手続を行うことが可能です。

### <取組の例>

収穫用のロボットや台車等のスマート農業技術を活用する場合に、底面の沈下・段差をなくすためのコンクリート化を併せて実施し、スマート農業技術の活用による生産性の向上を図る。



<取組前>

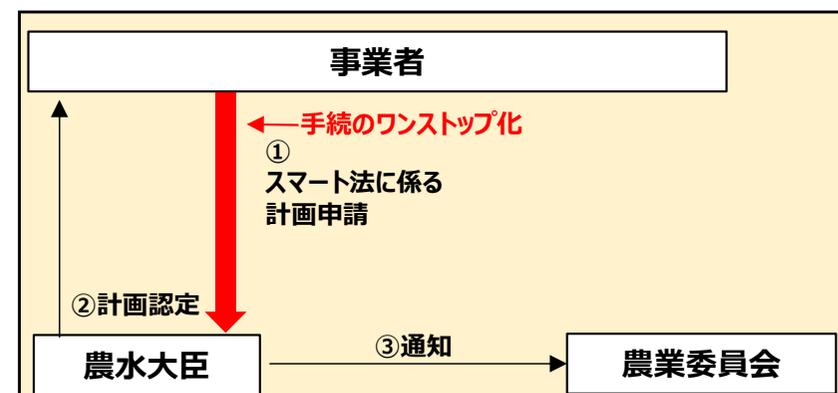


<取組後>

### （手続一元化前）



### 本法での措置（手続一元化後）

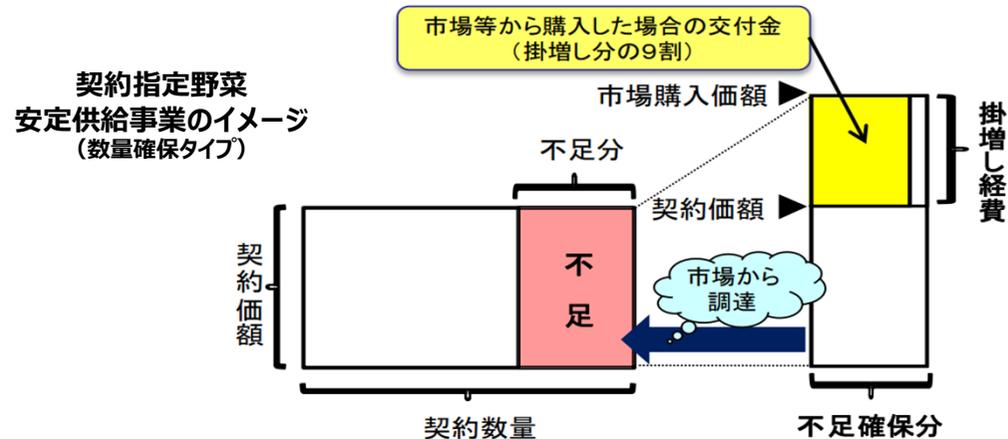


■ 野菜法の特例を措置し、スマート農業技術を活用した契約取引による産地リレー出荷体制の構築が可能。

## 【契約指定野菜安定供給事業（数量確保タイプ）の概要】

### <仕組み>

実需者との定量・定価格供給の契約取引を行う生産者が、不作による供給量不足が生じた際（市場価格高騰時）に、実需者との契約数量を確保するために不足分を市場等から調達した場合に、交付金を交付。



<対象者> 登録生産者、登録出荷団体

### <対象となる産地>

指定産地 面積：20ha以上（露地野菜の場合）  
出荷割合：2/3以上

台風・災害の被害や、悪天候により適期に収穫ができないなど、やむを得ず契約数量を期日までに供給できない場合のセーフティネットとして機能。

### 【措置内容】

認定を受けた生産方式革新実施計画に従って、実需者に指定野菜の供給量を約する等の契約に基づき、複数の産地の農業者等が連携して指定野菜の供給を行う場合※、天候その他やむを得ない事由により生じる不足数量を市場等から調達した際に（独）農畜産業振興機構が交付金を交付することができる。

産地リレー体制のイメージ  
(キャベツの例)



\* 産地連携野菜供給契約に基づく指定野菜の供給の事業を行う場合

➡ **実需との契約取引を行う場合のセーフティネット措置である契約指定野菜安定供給事業（数量確保タイプ）を指定産地外の農業者等であっても活用可能。**

**指定野菜（14品目）：** 国民消費生活上重要な野菜  
キャベツ、きゅうり、さといも、だいこん、トマト、  
なす、にんじん、ねぎ、はくさい、ピーマン、レタス、  
たまねぎ、ばれいしょ、ほうれんそう

■ 農研機構の保有する設備等の供用や専門家の派遣を受け、研究開発・実用化に取り組むことが可能。

## 支援措置の内容

計画の認定を受けると、農研機構が保有するほ場や研究設備等の利用、（供用に関する）専門家の派遣を受けることが可能です。

## 対象者

- ・開発供給実施計画の認定を受けた者

### ※留意事項

- ・実際の設備等の利用に当たっては、農研機構が定める規程等に基づき、利用申請書の提出等、農研機構と必要な調整を要します。
- ・設備等の空き状況等によっては、供用ができない場合もありますこと、ご了承願います。
- ・利用期間や内容に応じ、実費相当額を要します。
- ・円滑な活用のため、事業者から当該措置の活用を含む開発供給実施計画の申請の相談を受けた際は、事業者の同意を得て、農林水産省から農研機構へ情報共有を行います。

## <問合せ先>

今後、農研機構内に設置される総合窓口において、利用相談等を承る予定です

## 【供用可能設備等】

\* 以下は一部。供用可能な設備の一覧（リスト）は、今後、農研機構HPで公表予定。

### ① スマート農業技術が組み込まれた農業機械等



ロボットトラクター



収量センサ付きコンバイン

### ② スマート農業技術等の開発に用いる設備等及びほ場



AI研究用スーパー  
コンピューター  
「紫峰」※1



ロボティクス  
人工気象室※1



ほ場※2

### ③ ①・②に掲げる農業機械等並びに設備等及びほ場の円滑な利用を図るために必要な設備等及び土地

- ・データをまとめるための会議室 ・農機を保管するための倉庫 等

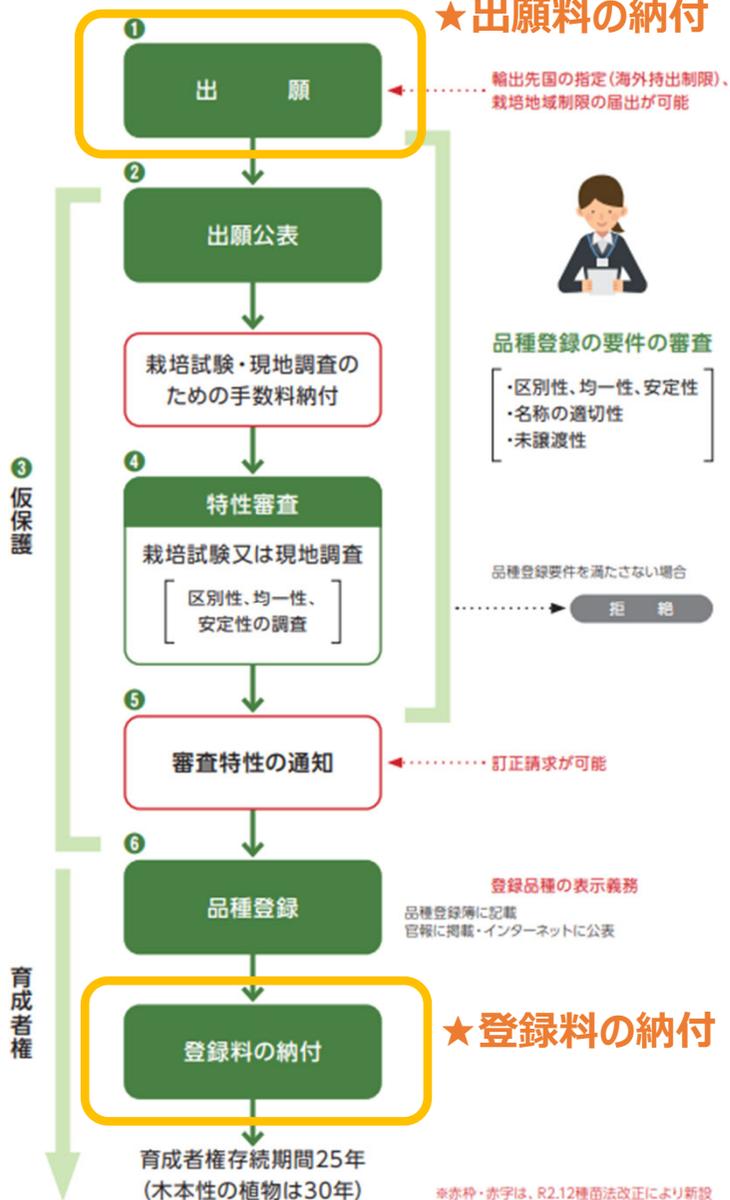
※1 農研機構との共同研究において利用可能

※2 当面は以下の3か所を想定。

- ・つくば（つくばみらい）：水田輪作、畑作、
- ・盛岡：水田輪作（水田作（乾田直播）・畑作・露地野菜）
- ・筑後：水田輪作

■ スマート農業技術の効果を最大限高めるためには、当該技術に適応した新品種の育成の加速化が必要。

## 【品種登録の流れ】



## 支援措置の内容

開発供給実施計画の認定を受けると、認定開発供給事業の成果として育成された新品種について、品種登録を行う場合の**出願料・登録料(1～6年目)**をそれぞれ**3/4減免**。

■ **出願料**：(通常) 14,000円 (種苗法施行規則第8条1項)

→ (特例) **3,500円**

■ **登録料**：(通常) 4,500円 (種苗法施行規則第19条1項)  
(1-6年目)

→ (特例) **1,120円**

## ＜スマート農業技術に適した品種のイメージ＞



ロボットアーム等機械のアクセスが容易となる形質



茎が長く、機械収穫時の歩留まりを改善する形質



果梗枝が長く、果実の認識が容易となる形質

■ 農業競争力強化支援法の特例を措置し、事業参入を行いスマート農業技術の開発・供給を行う事業者を支援。

## 措置内容

農業競争力強化支援法の「事業参入」に該当し、必要事項を記載の上、開発供給実施計画の認定を受けると、(独)中小企業基盤整備機構による債務保証（当該計画を行う事業者が発行する社債及び借入れに対する保証）を活用可能。

＜(独)中小企業基盤整備機構による債務保証の内容＞

保証割合：借入の元本の50%

保証限度額：25億円/1認定計画

※信用保証協会等の保証を受けることが困難なもの（信用保証制度の対象外である場合や、同制度の保証枠を使い切っている場合など）が対象

## 主な対象者

・農業競争力強化支援法の「事業参入」※に該当し、開発供給事業計画の認定を受けた者

※農業競争力強化支援法の「事業参入」の主な要件

・以下の業種に該当すること

- ① 農業用機械製造事業
- ② 農業用ソフトウェア作成事業
- ③ 農業用機械の利用促進に資する事業
- ④ 種苗の生産卸売事業

・新たに事業を行うものであること

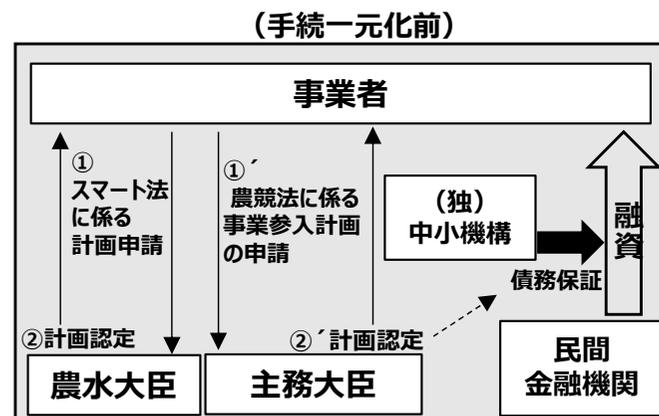
・良質かつ低廉な農業資材の供給を実施し、目標を設定

・適正な競争を阻害するものでないこと

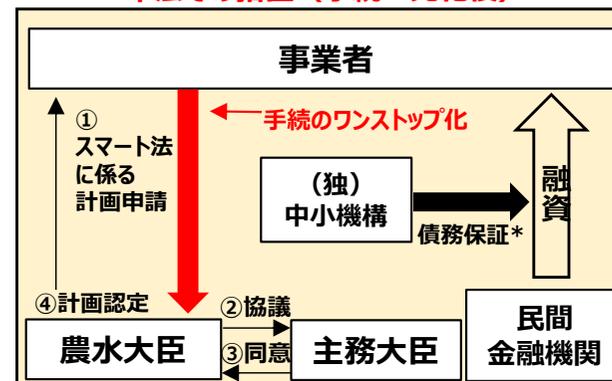
⇒開発供給実施計画の添付として必要事項を記載

等

## ＜支援措置のイメージ＞



## 本法での措置（手続一元化後）



## ※留意事項

・国による計画認定のほか、中小機構による債務保証を受けるには、中小機構へ債務保証の申込み及び審査が必要です。

・円滑な支援措置の活用のため、事業者から当該措置の活用を含む開発供給実施計画の申請の相談を受けた際は、事業者の同意を得て、農林水産省から中小機構へ情報共有を行います。

# 今後のスケジュール等

---

# 今後のスケジュールについて

- 税制・金融等の支援を農業者や事業者に速やかに届けるため、**令和6年10月1日の法律の施行**を予定。
- 計画制度の運用に必要な基本方針について、現場への説明会を通じて、農業者や関係団体、事業者、地方公共団体など幅広い関係者の意見を伺いながら、その内容の検討を進める。

令和6年6月

## ① 法律 公布 (6/21)

- ・基本方針の審議会への諮問
- ・基本方針パブコメ
- ・審議会の答申

### 【説明会 (7月~9月)】

- ・改正基本法 + 関連3法 ブロック別説明会
- ・スマート農業法 ブロック別説明会
- ・スマート農業法 都道府県別説明会

10月~

## ② 法律 施行 (10/1)

### ③ 国の基本方針 公表

施行令・施行規則・事務取扱要領・申請書様式等も併せて公表

生産方式革新実施計画  
認定受付開始

開発供給実施計画  
認定受付開始

(計画認定)

(計画認定)

# 農林水産大臣が定める基本方針について（法第6条）

第六条 農林水産大臣は、生産方式革新事業活動及び開発供給事業の促進に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 生産方式革新事業活動の促進に関する次に掲げる事項

イ 生産方式革新事業活動の促進の意義及び目標

ロ 生産方式革新事業活動の実施に関する基本的な事項

二 開発供給事業の促進に関する次に掲げる事項

イ 開発供給事業の促進の意義及び目標※

※開発供給事業の促進の目標  
=「重点開発目標」

ロ 開発供給事業の実施に関する基本的な事項

三 生産方式革新事業活動と開発供給事業との連携に関する基本的な事項

四 前三号に掲げるもののほか、生産方式革新事業活動及び開発供給事業の促進に関する重要事項

3 農林水産大臣は、スマート農業技術の発達又は普及の状況その他情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。

4 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。

5 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

# 本法に対する附帯決議（（衆・参）農林水産委員会）

「農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用促進に関する法律案に対する附帯決議」

基幹的農業従事者数が今後二十年間で四分の一にまで急減することが見込まれる中、農業の持続的な発展及び国民に対する食料の安定供給を確保することが重要な課題となっている。このため、スマート農業技術を開発し、生産現場に効果的に導入するための措置を講ずる等、スマート農業技術の活用を促進することで、生産性の向上を図ることが求められる。

よって、政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

## 記

一 スマート農業技術の活用促進に係る基本方針の策定に当たっては、中小家族経営や中山間地域等の条件不利地を含めた農業者の生産性の向上に寄与するものとなるよう考慮すること。

二 食品等事業者が関与する生産方式革新事業活動については、農業者等の主体性が損なわれないようにするとともに、国産農産物の利用の拡大に資するものとなるよう配慮すること。

三 スマート農業技術の活用が適切に促進されるよう、高齢者を含む農業者に対してスマート農業技術の有用性ととも、導入による経営への影響についても丁寧に説明すること。

四 スマート農業技術をより効果的に活用できるよう、農業者を始めとする幅広い関係者の人材育成を支援すること。

五 スマート農業技術の活用促進に向けて、生産及び開発供給現場の取組を支援するための十分な予算を確保すること。特に、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構による施設の供用や専門家の派遣等は、開発供給事業の推進に大きく寄与することから、同機構の施設や人員を充実させること。

# 中小・家族経営におけるスマート農業技術活用サービス事業者の活用

- 機械の購入・保有ではない形で技術を導入できる専門性の高いスマート農業技術活用サービス事業者の育成は、大規模法人だけでなく、高齢化が著しい中小・家族経営の労働負荷を軽減し、**経営の持続性確保に貢献**。

## 新興企業（研究開発型スタートアップ）の参入（埼玉）

- 畝の形状に合わせた高精度の自律走行を実現した**農薬散布ロボット**による**農薬散布サービス**を埼玉県下において展開。
- 現場では、**高齢化で農作業の負担感が増大**しており、特に**農薬散布は大変で忌避感**があることから、大規模法人のみならず、ボリュームゾーンである**中小・家族経営の地域の農業者からの引き合いが多い**。



## 離島全域での受委託調整とデータ活用（鹿児島）

- 農業者の**高齢化による労働負担**、生産基盤の弱体化の課題に対応するため、**地域全体で農作業の受委託調整を行うセンター**を設立。
- **ICT営農支援システム**を活用し、作業管理の省力化、作業委託ニーズの早期把握等により受委託調整を効率化するとともに、**適期作業の徹底**を図り、**GNSSトラクター**も活用しながら、**島全域での単収向上を目指して実証中**。



# 中山間地域におけるスマート農業技術の活用

- ・中山間地域においても、①狭小かつ傾斜の強いほ場にも適用可能なスマート農業技術の**開発**や、②地域ぐるみでのスマート農機の**シェアリング**等を進め、人口減少下での生産水準の維持を図る。

## 中山間地域にも適用できるスマート農業技術（例）

## 地域ぐるみでのスマート農機のシェアリング

地域の高低差を生かしたスマート農機の共同利用の促進  
【寄江原（岡山）（農事組合法人）】

（スマート農業実証プロジェクト令和元年度採択地区）

- 作期の異なる県内3か所で直線キープ田植機と食味・収量コンバインをシェアリングし、農機の稼働率の向上を図る取組を展開。

- 機械のシェアリングにより、10a当たりの機械コスト（減価償却費）が49%低下。

- 今後は農機メーカーやJA等が主体となり、ドローンやラジコン草刈機等のシェアリングも展開予定。



田植機



コンバイン

実用化段階

リモコン式自走草刈機



電動アシストスーツ



果樹等の葉裏にも散布可能なドローンによる農薬散布技術



急傾斜地等でも活用可能な小型農業ロボット



ニホンナシ収穫・運搬ロボット（農研機構）



小型電動台車（愛媛大学）

開発段階

# スマート農業技術の活用と環境負荷の低減や農福連携

スマート農業技術の活用は、農業の生産性の向上のみならず、環境負荷の低減（みどりの食料システム戦略）や農福連携など、様々な取組の推進に寄与。

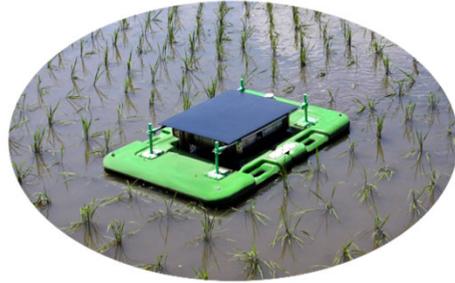
## 環境負荷の低減への寄与

### ■ データを活用した可変施肥



ドローンや衛星により得られた  
土壌や生育データを活用し、  
肥料の散布量を最適化

### ■ 除草剤を使用しない防除



太陽光エネルギーのみで  
自動で稼働する「アイガモ  
ロボット」を利用し、雑草  
の発芽を抑制

## ■ 有機農業の実践

【竹ノ原農園ほか（熊本）】（水稻・里芋）  
（スマート農業実証プロジェクト令和2年度採択地区）



実証地（棚田）

- センシングや追肥にドローン等  
を活用
- 有機農業の課題である防除  
作業を含め、労働時間は全  
体で約50%削減

## 農福連携の取組との連動

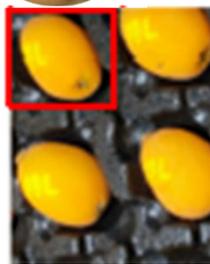
### ■ 果実のスマート選果システム



集荷トレイのまま搬送され、選別



果実表面に  
選果結果を表示



- AI選果機による選果結果を果実表面にプロジェクション  
マッピングで表示
- 障害者が選果・出荷作業を行いやすい環境を整備

# 生産方式革新事業活動や開発供給事業の促進のための国等の責務及び措置

## (国の責務)

第四条 **国は**、前条の基本理念にのっとり、スマート農業技術の活用の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 **国は**、スマート農業技術の活用の促進に関する施策の推進に当たっては、生産方式革新事業活動を行う農業者等及び開発供給事業を行う者に対して集中的かつ効果的に支援を行うよう努めるものとする。

## (地方公共団体の責務)

第五条 **地方公共団体は**、第三条の基本理念にのっとり、その地方公共団体の区域の特性を生かしつつ、国の施策と相まって、スマート農業技術の活用の促進のために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

## (国等の措置)

第二十条 **国は**、生産方式革新事業活動又は開発供給事業の促進に資するよう、これらに関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 **国は**、認定生産方式革新事業者又は認定開発供給事業者に対し、この法律に特別の定めがあるもののほか、この法律に基づく措置の円滑な実施のために必要な指導、助言、あつせんその他の援助（第四項において「指導等」という。）を行うものとする。

3 **国は**、生産方式革新事業活動又は開発供給事業の促進に資するよう、関係省庁相互間の及び関係する独立行政法人との連携及び協力を図りつつ、スマート農業技術を活用するための農業生産の基盤及び高度情報通信ネットワークの整備、スマート農業技術の活用に係る人材の育成及び確保、スマート農業技術を活用した農作業の安全性の確保並びにスマート農業技術等に関する知的財産の保護及び活用その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

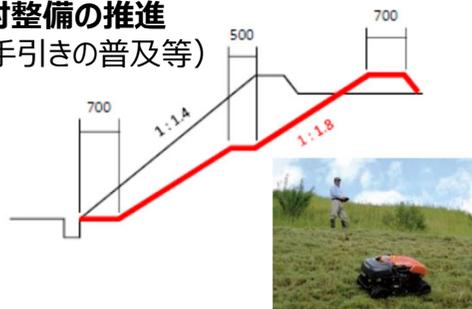
4 **地方公共団体は**、認定生産方式革新事業者又は認定開発供給事業者に対し、認定生産方式革新実施計画又は認定開発供給実施計画の実施に関し必要な指導等を行うよう努めるものとする。

## スマート農業技術を活用するための農業生産基盤の整備

- スマート農業技術の活用に適した農業農村整備の推進  
(自動走行農機等に対応した農地整備の手引きの普及等)



ターン農道の整備



中山間地域等での緩傾斜化

## スマート農業技術を活用するための高度情報通信ネットワークの整備

- RTK-GNSS基準局やLPWAの導入推進



RTK-GNSS基準局の導入 農村における情報通信環境整備のイメージ

## スマート農業技術の活用に係る人材の育成及び確保

- 農業大学校・農業高校等でのスマート農業技術に関する教育や産学官の有識者等による伴走支援の実施

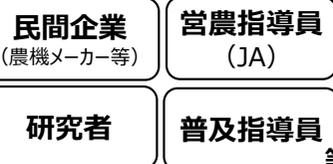


スマート農業技術の活用に関する教材の充実



現役農業者・教員向け研修会の開催

### スマートサポートチーム



相談 ↑ ↓ 支援

産地

## スマート農業技術を活用した農作業の安全性の確保

- スマート農業技術を用いた農作業の危険性の調査・分析、農業者やメーカー等への情報提供 (農業機械の自動走行に関する安全性確保ガイドラインの普及等)



リスクアセスメントの実施



ロボット農機の安全使用の訓練の実施等

## スマート農業技術等に関する知的財産の保護及び活用

- 知的財産制度に関する助言・情報提供等  
(農業分野における営業秘密の保護ガイドラインの普及等)

### (スマート農業技術等を活用して得られるデータの例)

- ・スマート農機等で取得した作業データ等
- ・センシング技術等で取得したほ場のデータ等
- ・病害虫の発生状況や登熟具合の画像データ等

農業分野の技術・ノウハウ等を営業秘密として保護

### 知財マネジメントに関する相談

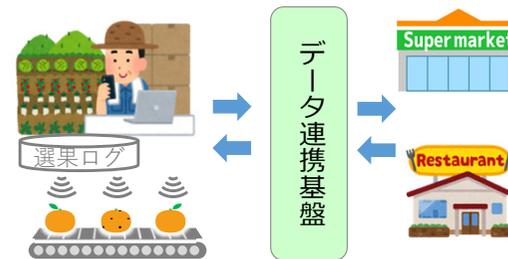


## その他の必要な措置

- スマート農業技術の進展に応じた制度的対応、農業データ連携基盤の活用促進



オープンAPIによる農機間のデータ連携



農業データの川上・川下間のデータ連携

# 主なスマート農業関係予算（R5年度補正予算・R6年度予算）

## 1 スマート農業技術の開発、スタートアップへの総合的支援

### ① スマート農業総合推進対策

【令和6年度予算額 1,212百万円】

スマート農業の社会実装を加速するため、必要な技術開発・実証やスマート農業普及のための環境整備等を総合的に推進。

### ② 農林水産研究の推進

【令和6年度予算額 1,804百万円】

品種開発の加速化、川上から川下までが参画した現場のニーズに対応した研究開発等を推進。

### ③ 農業関係試験研究国立研究開発法人の機能強化

【令和6年度予算額 1,110百万円】

【令和5年度補正予算額 570百万円】

農研機構を中心に産学官連携を強化し、スマート農業技術及び新品種の開発を進めるために必要となる関連施設等の整備を実施。

### ④ スタートアップへの総合的支援

【令和6年度予算額 270百万円】

【令和5年度補正予算額 400百万円】

サービス事業体の創出や新たな技術開発・事業化を目指すスタートアップを支援するとともに、将来のアグリテックを担う優秀な若手人材を発掘し、研究開発や事業化に関するスキルアップを支援。

### ⑤ スマート農業技術の開発・実証・実装プロジェクト

【令和5年度補正予算額 3,000百万円】

スマート農業技術の開発・改良と、社会実装に向けた実証を実施。併せて、実証成果を全国各地の生産者・産地に横展開する取組を推進。

### ⑥ 食料安全保障強化に向けた革新的新品種開発プロジェクト

【令和5年度補正予算額 500百万円】

人手を多く必要とし生産性の向上が求められている品目について、生育・栽培特性をスマート技術向けに改良した品種を開発し、高い生産性と環境負荷低減の両立を推進。

### ⑦ 農林水産・食品関連スタートアップ等へのリスクマネー緊急対策

【令和5年度補正予算額 1,000百万円】

スマート農林水産業等の機械・ソフトウェア関係の事業者に対する投資を行う投資主体を支援。

## 2 スマート農機の導入等

### ① みどりの食料システム戦略推進総合対策

【令和6年度予算額 650百万円の内数】

みどりの食料システム戦略の実現のため、各産地に適した環境にやさしい栽培技術と省力化に資する技術を取り入れた「グリーンな栽培体系」への転換に向けた技術の検証と、それに必要なスマート農業機械等の導入を支援。

助成対象：農業用機械等、補助率：定額、1/2以内

### ② 農地利用効率化等支援交付金

【令和6年度予算額 1,086百万円の内数】

地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿の実現に向けて、経営改善に取り組む場合、必要な農業用機械・施設の導入を支援。

助成対象：農業用機械・施設、補助率：3/10以内

### ③ 強い農業づくり総合支援交付金(農業支援サービス事業支援タイプ)

【令和6年度予算額 12,052百万円の内数】

農業支援サービス事業の提供に必要な農業用機械のリース導入・取得を支援。

助成対象：農業用機械、補助率：1/2以内

### ④ 農業支援サービス事業緊急拡大支援対策

【令和5年度補正予算額 1,000百万円】

農業支援サービス事業体の育成や他産地への展開、スマート農業機械の導入等を支援。

助成対象：農業用機械等、補助率：1/2以内、定額

### ⑤ 産地生産基盤パワーアップ事業(収益性向上対策)

【令和5年度補正予算額 31,000百万円の内数】

収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、計画の実現に必要な農業用機械の導入等を支援。

助成対象：農業用機械、補助率：1/2以内

### ⑥ 担い手確保・経営強化支援対策

【令和5年度補正予算額 2,300百万円の内数】

国内外の様々な経営環境の変化に対応し得る農業経営への転換を図ろうとする担い手に対し、必要な農業用機械・施設の導入を支援。

助成対象：農業用機械・施設、補助率：1/2以内

# 主なスマート農業関係予算（R5年度補正予算・R6年度予算）

## 3 基盤整備・通信環境整備

### ① スマート農業に適した農業農村整備の推進

【令和6年度予算額 446,250百万円の内数】

【令和5年度補正予算額 177,700百万円の内数】

自動走行農機等の導入に適した農地の大区画化等の基盤整備やGNSS（衛星測位システム）基地局の設置、ICT水管理施設等の整備、情報化施工により得られる3次元座標データの自動走行農機等への活用に係る調査を実施・支援。

### ② 農業農村の情報通信環境の整備

【令和6年度予算額

（農山漁村振興交付金のうち情報通信環境整備対策）8,389百万円の内数】

農業農村インフラの管理の省力化・高度化やスマート農業の実装を図るとともに、地域活性化を促進するため、情報通信環境の整備を支援。

## 4 技術対応力・人材創出の強化

### ① データ駆動型農業の実践・展開支援事業

【令和6年度予算額 193百万円】

データ駆動型農業の実践体制づくり、ノウハウの整理等の取組を支援。

### ② 新規就農者育成総合対策のうち農業教育高度化事業

【令和6年度予算額 12,124百万円の内数】

#### 新規就農者確保緊急円滑化対策のうち農業教育環境整備事業

【令和5年度補正予算額 3,500百万円の内数】

農業大学校、農業高校等におけるスマート農業機械・設備等の導入や施設整備、無線LAN等のICT環境の整備、スマート農業のカリキュラム強化、スマート農業の実践農業者等における現場実習や出前授業の実施を支援。

### ③ スマート農業の総合推進対策のうちスマート農業教育推進

【令和6年度予算額 38百万円】

農業大学校や農業高校等の農業教育機関の学生及び教員、農業者等が、スマート農業について体系的に学ぶことができる環境整備を支援。

### ④ 新規就農者育成総合対策のうち農業者キャリアアップ支援事業

【令和6年度予算額 12,124百万円の内数】

現役農業者がスマート農業技術を学び直すことができる研修モデルの構築・実施を支援。

# ご清聴ありがとうございました。

## スマート農業技術活用促進法ホームページ

- スマート農業技術活用促進法については、  
随時新しい情報をホームページに掲載いたしますので、ご覧ください。

[スマート農業技術活用促進法について：農林水産省 \(maff.go.jp\)](http://maff.go.jp)

